

番号	1. (1)
項目	府市一体化条例の下で大阪市は主体性を奪われ、大阪府に従属するようになっていきます。2度にわたる「住民投票」で大阪市民が下した民意は、大阪市の存続と政令指定都市としての権限と財源を使い、その役割を発揮することです。民意を踏みにじる府市一体化条例・規約の廃止を求めます。また、二度の大阪市民の民意に背く「大阪市廃止を問う住民投票」は実施しないでください。
(回答) 大阪市では、大阪府との一体的な行政運営を推進することを通じて、二重行政を解消するとともに大阪の成長及び発展を図ることにより、副首都・大阪を確立するため、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行しました。 この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものです。 また、国会において副首都法案が審議入りし、大阪が長年掲げてきた「副首都」が制度化されようとしており、大阪が副首都となるための基盤として、それにふさわしい地方行政体制の構築が必要となっています。本年6月に、副首都・大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行うため、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て、副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を設置し、具体的な制度設計について協議しています。	
担当	副首都推進局 副首都推進担当 電話：06-6208-9747

番号	1. (2)
項目	現在進行中の淀川左岸線二期やなにわ筋線の工事ではそれぞれ数百億円の費用増大が公表されていますが、条例・規約がとりくむ大型開発事業にかかる総事業費や大阪市の負担額について当初予算を大幅に上回ることが予想されています。大型開発事業の総事業費や大阪府・大阪市の費用負担の全容を市民に明らかにすることを求めます。
	(回答) うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区において 2026（令和 8）年度当初に大阪市で歳出予算を算定している事業と 2026（令和 8）年度当初歳出予算額は次のとおりです。 <うめきた地区> ■大深町地区防災公園街区整備事業 12 億 2,400 万円（建設局） ■大阪駅北大深西地区土地区画整理事業 26 億 4,000 万円（大阪都市計画局） <新大阪駅前地区> ■新大阪駅周辺地域のまちづくり検討調査 900 万円（大阪都市計画局） <夢洲・咲洲地区> ■夢洲第 2 期区域のまちづくりに向けた検討 300 万円（大阪都市計画局） ■万博レガシーを継承した夢洲第 2 期区域のまちづくり検討調査 1 億 5,000 万円（大阪都市計画局） ■夢洲第 2 期区域における開発事業者募集等 6,200 万円（大阪港湾局） ■夢洲地区の基盤整備事業 124 億 500 万円（大阪港湾局） ※うち、大阪市負担額：123 億 6,400 万円（一般会計・港営事業会計 合計） <大阪城東部地区> ■大阪城東部地区のまちづくり検討調査 300 万円（大阪都市計画局） ■大阪城公園接続デッキ整備事業 12 億 9,500 万円（大阪都市計画局）
担当	大阪都市計画局 計画推進室 総務企画課 電話：06-6210-9326 建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600 大阪港湾局 開発部 開発調整課 電話：06-6615-7798 開発部 販売促進課 電話：06-6615-7797 計画整備部 計画課 電話：06-6615-7773

番号	1. (3)				
項目	大阪市は 2026 年度の予算編成方針で「収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進める」ことをあげています。巨大開発事業への予算の選択と集中が中心となっている方針を改め、<u>市民の個人消費力を高める施策、中小零細企業や個人商店の営業への支援施策に重点を移すことを強く求めます。</u>				
(下線部について回答) 中小零細企業や個人商店の営業への支援施策につきましては、大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、府市の経営相談窓口を集約し、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、セミナーなどを開催し、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。 また、本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図ることを目的に、2026 年 6 月 29 日から 2027 年 1 月 15 日まで大阪市内の対象店舗で市民に利用いただけるプレミアム付商品券を発行する「大阪市プレミアム付商品券 2026 事業」を実施しております。 今後についても、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。					
担当	経済戦略局	産業振興部	産業振興課	産業振興担当	電話：06-6615-3761
	経済戦略局	産業振興部	企業支援課	企業支援担当	電話：06-6264-9834

番号	2. (1)
項目	大阪・関西万博の海外パビリオン建設に携わった業者への工事代金未払いが未だに解決していません。会場を夢洲にしたことによる難工事などが原因で大手・中堅のゼネコンが請負を辞退するなかで、万博協会や吉村知事が中小業者に繰り返し依頼したもので、万博協会や行政の責任は免れません。工事代金の未払いを直ちに解決してください。
(回答) 海外パビリオンの工事代金の未払いについては、個別に契約された当事者同士の問題であり、契約当事者でない本市が、契約当事者間における工事代金の未払いに関する事実関係を認定することは難しいと認識しております。 一般的に、建設工事に関し、紛争が生じた場合は、訴訟による解決のほか、建設業法の許認可権限を持つ国や都道府県の関与のもとで紛争処理の仕組みが定められております。 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）においては、これらの相談を受けた場合は、事実関係の確認や情報提供、行政の紹介等を行い、この問題が解決されるよう取り組まれております。 さらに、相談者の負担を軽減するため、国や大阪府、博覧会協会等の関係者による一体的な相談体制が構築されており、本市においても事業者等から相談があった場合は、引き続き適切に相談窓口案内し、相談者に寄り添った対応を行ってまいります。	
担当	経済戦略局 万博調整部 工務担当 電話：06-6690-7751

番号	2. (2)
項目	人の不幸で儲けるカジノを大阪に誘致する計画を中止・撤回してください。
(回答) I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでまいります。	
担当	I R推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234

番号	2.(3)
項目	国土交通省が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定した際に付した条件の「地域との双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」を踏まえ、説明会は広く府民が参加・視聴できるよう動画配信で公開してください。また動画配信公開を拒否する場合は、その理由を説明してください。
(回答) I R実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であり、国への認定申請後も府民・市民の理解促進に取り組んでいます。 これまで開催してきた府民向けセミナーについて、令和5年度から区域整備計画の説明と質疑応答に特化した「説明会」として、府内各地で開催しているところです。 当日参加できなかった方に向けては、説明会の概要が分かるよう、当日配布した説明資料をはじめ、職員からの説明や質疑応答の要旨、アンケートによる追加質問への回答など、大阪府のホームページ上に掲載しています。 また、区域整備計画の説明動画についてもホームページ上に掲載するなど、説明会に参加できない場合でも、その内容が分かるよう情報の発信に努めており、配信することは考えていません。 開催にあたっては、報道機関への発表やホームページへの掲載のほか、府政だより、大阪府・市のSNSへの投稿、府市関連施設等でのチラシの配架など、様々な広報媒体を活用し、周知に努めています。	
担当	I R推進局 企画課 総務・企画グループ 電話：06-6210-9236

番号	2. (4)
項目	スマホで簡単にギャンブルができる状況になり被害が拡大しています。ギャンブル依存が疑われる者の割合の調査結果を踏まえ、直ちにギャンブル依存症対策の強化と予算の増額をしてください。
(回答) 令和7年度に行った大阪府民の「健康と生活に関する調査」において、SOGS (※1) を用いて、過去1年間以内のギャンブル等の経験等について評価を行った結果 (※2) によると、「ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGS5 点以上)」の割合の推計値は 18 歳以上の 1.4% (1.2～1.7%) (※3)、「ギャンブル等依存のリスクがある者 (SOGS3 点～4 点)」の割合の推計値は、1.5% (1.2～1.8%) となっております。 (※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、アメリカのサウスオーク財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテストです。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されています。16 問 (うち 4 問は得点対象外) の質問で、得点範囲は 0 点～20 点となります。本調査は、合計 5 点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」、合計 3 点～4 点の者を「ギャンブル等依存のリスクがある者」としています。 (※2) 過去1年間でギャンブル等の経験がある者のうち、SOGS の質問項目に全て回答した者を対象としています。 (※3) 数値は年齢調整後の値。() 内は 95%信頼区間：同一の標本調査を 100 回行った場合、そのうち 95 回で推計値がこの範囲内となる区間を表します。 大阪市では、2026 (令和8) 年度においても、ギャンブル等依存症対策に関連する予算を下記のとおり計上し、引き続きギャンブル等依存症対策に取り組んでいます。 なお、ギャンブル等依存症対策などカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置については、I R 整備法に基づき区域整備計画に定め、お示ししております。 ＜2026 (令和8) 年度当初予算＞ ■依存症対策支援事業 (289,055 千円) ・アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者に対する相談支援等の実施 ・(仮称) 大阪依存症対策センターの開設準備 ・ギャンブル等依存症に係る実態把握調査の実施 ・高校生等向けギャンブル等依存症予防啓発 など	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520 I R 推進局 企画課 総務・企画グループ 電話：06-6210-9236

番号	2.(5)
項目	カジノ事業者だけを特別扱いする夢洲3区の土壌改良費の公費負担をやめ、地盤沈下対策費用なども負担しないでください。
(回答) 土壌汚染対策や液状化対策等の土地課題への対応については、大阪IRが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。 IR施設に必要となる地盤沈下対策については、建物建設時及び開業後の対応ともに、事業者において適切に実施するものです。 また、市が使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、市が費用負担を行わないこととしています。 なお、夢洲・咲洲・舞洲等の埋立地において、そのような事象が生じた事例は把握しておらず、IR用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しています。	
担当	IR推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235 大阪港湾局 開発部 開発調整課 電話：06-6615-7815

番号	2. (6)
項目	カジノ用地の賃貸契約について価格を決める過程で大阪市と複数の不動産鑑定事業者の間での官製談合疑惑が明らかになっています。隣接地の関電夢洲変電所の土地価格が33万円/1㎡なのにカジノ用地は12万円/1㎡という格安価格は不当です。格安賃料での契約を撤回してください。
(回答) I R用地の不動産鑑定を行う過程で、本市として鑑定業者4社に対して不当な示唆、誘導及び指示をした事実はなく、鑑定業者各々が自らの職責をもって判断しています。 I R用地の土地価格については、不動産鑑定業者4社に鑑定の依頼を行い、それぞれの鑑定業者が責任をもって適正に鑑定したものであり、不動産鑑定士、弁護士、会計士など第三者の専門家の委員で構成される不動産評価審議会の審議を経て妥当と判断され、大阪市戦略会議において、I R事業者の提案募集条件の基礎価格として12万円/㎡とされました。 上記のとおり、適正な手続きを経て設定したものですので、契約を解除する予定はありません。 なお、近接地の関西電力変電所については、現在交渉中の事案であることから、回答を控えさせていただきます。	
担当	I R推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235 大阪港湾局 開発部 販売促進課 電話：06-6615-7799

番号	3. (1)
項目	スフィア基準の理念に基づき、すべての人の尊厳と安全が守られるジェンダー視点を取り入れた避難所環境整備をしてください。
(回答) 本市ではスフィア基準等を参考に避難所生活の質の向上に向けて、避難所の環境整備や備蓄物資の拡充に努めています。また、ジェンダー視点を取り入れた避難所環境整備として、避難者居室のほか、更衣室、授乳室等の女性専用スペースの設置や、男性1に対して女性3の割合で女性用トイレを多めに設置することなど、男女のニーズの違いや性的マイノリティーの方の視点を踏まえた体制が整備されるよう、「避難所開設・運営ガイドライン」にて周知を図っています。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3. (1) ①
項目	障がい者・高齢者・子ども・女性も当事者が、防災計画策定に参加できる仕組みを作ってください。
(回答) 本市の地域防災計画の修正にあたっては、市民の皆様から御意見をいただくためにパブリック・コメントを実施するほか、地域防災計画を作成する「大阪市防災会議」においては、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れるため、女性委員や、高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めています。	
担当	危機管理室 危機管理課 防災計画グループ 電話：06-6208-7384

番号	3. (1) ②
項目	「二段階避難」でなく、すべての指定避難所をスフィア基準に基づくインクルーシブ避難所にしてください。
(回答) 本市では、スフィア基準等を参考に、災害時避難所の環境整備や備蓄物資の拡充に努めています。避難所運営にあたっては、要配慮者等（障がい者、高齢者、乳幼児等）の特性ごとに必要な対応を行うことや、男女のニーズの違いにも考慮することなど、すべての避難者が安心して避難生活を送れるよう、「避難所開設・運営ガイドライン」にて周知を図っています。 また、一般の災害時避難所では生活が困難な方々を対象とした福祉避難所を開設することで、要配慮者等が日常生活上の常時介助が受けられるような環境・体制を整えるようにしております。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3. (1) ③
項目	避難所運営における意思決定過程へ、女性を一定の割合以上参加させてください。
(回答) 「避難所開設・運営ガイドライン」において、避難所運営委員会には男女のニーズの違いや多様な視点に配慮した避難所の運営が行えるよう、委員には女性をはじめ多様なメンバーを配置するなど、様々な方がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立するよう周知を図っています。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3. (1) ④
項目	「大阪市防災会議」に、性暴力・DV・ジェンダー課題に関することに知見を持つ専門家や当事者支援団体を加えてください。
(回答) 「大阪市防災会議」における委員及び幹事については、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れるため、女性委員や、高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めています。また、今年度は新たにジェンダーの分野に知見のある委員の選定を予定しております。	
担当	危機管理室 危機管理課 防災計画グループ 電話：06-6208-7384

番号	3. (1) ⑤
項目	避難所における性暴力・DV・ハラスメント防止の観点から、トイレ・更衣室・就寝スペース等の安全対策都会い談体制を専門家も入れて整備してください。
(回答) 「大阪市地域防災計画」において、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努め、また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めることとしております。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3. (1) ⑥
項目	避難所に、生理用品を「申告制」でなく、誰もが利用できる形で配置し、女性や若年層が受け取りやすい環境を整備してください。
(回答) 女性用物品の保管場所を別に確保し、物品の配付は女性により行われるよう、対応の際に配慮することを「避難所開設・運営ガイドライン」にてお示ししております。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3. (1) ⑦
項目	そのためにも、日常から、避難所にもなる<u>学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いてください。</u>
(下線部について回答) 児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、従来の指導を踏まえたうえで、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境を整えるよう学校向けに通知を行い、女子トイレ（個室含む）など、各学校の実情に応じて設置しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	3. (1) ⑧
項目	在宅避難者にも物資・情報を届ける支援体制を整備してください。
(回答) 在宅避難者への支援については、在宅で避難していることを避難所で申し出てもらい、避難者名簿を記入・提出いただいたうえで、食料・物資等の配給時間等を周知して避難所にて配給します。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3. (2)
項目	昨年度からの難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、手続きや介護予防活動への参画など高齢者の負担が大きく、もっと柔軟で利用しやすく助成額も引き上げるようにしてください。昨年度の実施状況もお知らせください。
(回答) 本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき 25,000 円を上限としております。 また、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。 申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。 なお、令和 7 年度の申請件数は 478 件です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ） 電話：06-6208-9957

番号	3. (3)		
項目	中東情勢の影響を受け、関西電力の電気代や大阪ガスのガス代の値上がりが続くと見込まれます。さらに異常な物価高も続いています。市民の生活を守るため上下水道料金の基本料金を減免してください。		
(回答)			
本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対して、日常生活や事業活動に広く使用される上下水道の料金負担を軽減する支援策を令和7年度に実施しました。			
具体的な支援策の内容は、本市と給水契約のある方を対象に、令和7年10月検針分から12月検針分までの3か月間における各月の水道料金の基本料金935円及び下水道使用料の基本額605円を減額しました。			
今後も経済状況等を注視しながら、総合的に判断してまいります。			
今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。			
担当	市民局 総務部 総務担当	電話：06-6208-7314	
	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当	電話：06-6616-5473	
	建設局 下水道部 調整課 経営企画担当	電話：06-6615-7545	

番号	3. (4)
項目	公租公課や生命保険料・新聞代など毎月支払いが多いのに、隔月の年金支給では2カ月の生活がより一層大変です。毎年度年金財政は黒字が続き、年金積立金管理運用独立行政法人には300兆円の積立金があります。年金受給者は余命が短かく生活苦と病苦に悩んでいます。毎月支給が速やかに実現するように国に強く働きかけてください。
(回答) 公的年金制度は、世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として国において運営されています。 現在、国においては、日本年金機構や関係機関においても、大規模かつ複雑なシステム改修が必要となるなど、業務面及び費用面におけるさまざまな課題や、毎月支払いへ変更したとしても年金の総額は増加しないことなども踏まえれば、極めて大量の情報をより迅速かつ正確に処理が可能となるようなデジタル技術の進展等も考慮しつつ、慎重な検討が必要としています。 本市としては、その推移を見守るとともに、老齢基礎年金の支給額の改善を検討するよう、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて国へ要望しており、今後も引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7977

番号	3. (5)			
項目	2027年度実施に向けて、①介護サービス利用料2割負担の対象拡大 ②ケアマネージメント有料化 ③要介護1. 2の保険給付外しは、一部が見送りになったものの、①については、今年度中に結論を出すとしています。保険料は上がり続け、給付は下がり続けることは、被保険者から見れば詐欺です。<u>先ずは日本一高い保険料に公費を入れて下げ、介護認定審査を30日以内で行う</u>など被保険者や家族の願いを真剣に受け止めてください。秋～年末に策定される本市の第10期介護保険事業計画に反映してください。			
(下線部について回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があります、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。				
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（認定グループ）	電話：06-4392-1727

番号	3. (6)
項目	3月26日から全区でオンデマンドバスが運行されるようになりましたが、4月から自転車乗用者も「青切符」の対象になりました。オンデマンドバスにも「敬老優待乗車証」が利用できるようにしてください。
(回答) 敬老優待乗車証交付事業は、本市にお住まいの70歳以上の方の外出機会の確保や社会参加の促進を目的に、Osaka Metroが運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを1乗車50円でご利用いただける制度として実施しています。 一方、AI オンデマンド交通は、現在、公費を投じない民間事業として、Osaka Metroが運行しており、市内全域での社会実験に取り組んでいます。 今後、市民、利用者の意見を聴きながら、高齢者を含め誰もが利用しやすいAI オンデマンド交通の社会実装をめざしていきます。 敬老優待乗車証の取扱いについては、AI オンデマンド交通の全市での実装状況を見極めた後に、高齢化社会における新たな移動手段についての市民のご意見を踏まえ議論していくものであると考えており、まずはしっかりと利用を伸ばし、社会実験を通して新しい交通手段として地域に定着することが重要と考えています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8056 都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	3. (7)
項目	大阪メトログループの2024年度、2025年度の連結損益決算書にある法人税などと親会社株主に帰属する当期純利益で、大阪市の各年度の収入額をお知らせください。
(回答) 本市の保有するOsaka Metro Group各社からの市税収入額に関する情報については、大阪市情報公開条例第7条第2号（法人情報）に該当する非公開情報であることから、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）のOsaka Metro Group 2018-2025年度中期経営計画における目標達成指標「大阪市への財政貢献（納税額及び配当額）」の実績値をお知らせします。 ・ 2024（令和6）年度 117億円（納税額：47億円、配当額：70億円） ・ 2025（令和7）年度 128億円（納税額：49億円、配当額：79億円） （億円未満四捨五入） ただし、上記の納税額はOsaka Metro単体の当該年度決算書へ計上された大阪市税（法人市民税・固定資産税・事業所税・都市計画税）の総額であり、Osaka Metro Group各社の合計額ではありません。	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	3. (8)
項目	後期高齢者医療保険では「マイナ保険証」の有無とは関係なく、全員に資格確認証を交付していました。厚生労働省は75～84歳を職権交付の対象にするか否かについて、広域連合の判断に委ねるとしています。引き続き資格確認書を職権で交付するように大阪府後期高齢者広域連合に要請してください。国民健康保険も上野厚生労働相は、3月末までの「暫定措置」を7月まで延長しましたが、8月以降「さらに延長することは考えていない」と表明しています。国民の命綱を奪うことはやめてください。
(回答) 大阪府後期高齢者広域連合においては、令和8年度（令和8年8月1日～令和9年7月31日）までについては、資格確認書を全件送付することとしています。今後についても部会において、本市として引き続き発行を行うよう要請してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7997

番号	3. (9)
項目	大阪市の責任で公園の便所を清潔に維持管理してください。大便器は洋式に切り替えてください。建設局が管理する便所の手洗いの設置状況をお示してください。
(回答) 公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設である一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという性質をもちます。そのため、汚損やいたずら等により施設が破損されるケースも発生しておりますので、定期的な清掃や、不具合等の発生状況に応じた修繕を行っております。 また、大便器の洋式化は、それに併せて設備配管の交換やトイレブースの割付の変更など、大規模な改修が必要となることから、経年・使用による劣化具合、予算状況等様々な観点を踏まえた上で検討しております。 なお、便所の手洗いの設置状況については、男子・女子・多目的の各スペースに1箇所ずつの設置を基本としております。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6866

番号	3. (10)
項目	住宅用火災警報器は2011年からすべての住宅で義務化されています。設置している場合はいない場合に比べ、死者数や損害額は半減しています。(20～23年総務省消防庁調べ) 警報器の寿命は10年を目安に交換することを推奨しています。台所の天井に設置している場合が多く、高所で高齢者や障がい者は定期的な作動確認がおろそかになりがちです。電池切れや警報器の劣化もあります。<u>年1回のガス器具の点検時などに作動確認する制度を設けてください。</u>
(回答) 大阪市消防局では、住宅用火災警報器の必要性および適切な維持管理について、あらゆる機会を通じて周知、啓発に努めています。現在は、市内に存する住宅への訪問機会を踏まえ、当該警報器の設置や作動確認等の支援事業の立ち上げについて検討を進めています。	
担当	大阪市消防局 予防課 予防 電話：06-4393-6322

番号	3. (11)
項目	大阪市の各斎場での「火葬待ち」はどうかっているのでしょうか。「火葬待ち」が長引くと遺体の保管料や関係者の待機で葬儀費用が増加します。保管料は1日2万円ぐらいになると聞いています。長引くことは故人の尊厳にもかかわりますし、遺族の責任でもありません。2040年には死亡者が全国で167万人になると予想されています。横浜市では平均すると5～6日待ちで斎場を1か所増設するそうです。「火葬待ち」が長引くと遺体の保管料や関係者の待機で葬儀費用が増加します。大阪市の現状と今後の計画をお教えてください。 (回答) 大阪市においては、令和7年(2025年)12月より、火葬業務の進め方(タイムテーブル)の見直しを行った結果、昨年度については、冬期の繁忙時期においても火葬待ちは生じていない状況です。 ただし、ご指摘のとおり、今後の死亡者数の増加が予想されていることから、その対策として、令和3年(2021年)6月に市立斎場の中長期的な整備計画である「大阪市立斎場整備事業基本構想」を策定し、昨年度から小林斎場の現地建替を進めており、火葬炉を現在の10炉から14炉へ増加させる予定です。 建替後の小林斎場については、令和10年(2028年)度からの供用開始を予定しており、その他の斎場についても「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき、順次各斎場の整備を進め、増加する火葬需要に対応してまいります。
担当	環境局 総務部 施設管理課(斎場霊園担当) 電話:06-6630-3137

番号	3. (12)
項目	<u>大阪市営住宅の拡充・増設を求めます。</u>大阪市として高齢世帯、障害を持つ世帯、経済的な困難を抱える世帯の計画的な受け入れ政策を、公営住宅政策として明らかにすることを求めます。
(下線部について回答) 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。	
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計） 電話：06-6208-9242

番号	3. (12)
項目	大阪市営住宅の拡充・増設を求めます。<u>大阪市として高齢世帯、障害を持つ世帯、経済的な困難を抱える世帯の計画的な受け入れ政策を、公営住宅政策として明らかにすることを求めます。</u>
(下線部について回答) 公営住宅は、地方自治体が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供する住宅であり、本市では、公営住宅をはじめとする市営住宅について、例年7月・2月の定期募集、11月の親子近居等募集、年2回(4月・9月)の11回以上の落選実績保有者向け募集に加えて、高齢者や障がい者、ひとり親世帯を対象とした5月の福祉目的募集を行っております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課(募集) 電話: 06-6208-9758

番号	3. (13)
項目	家賃が生活の大きな負担になっています。新婚世帯向け家賃補助制度が以前実施されていましたが、低所得者、若年者、非正規雇用労働者、ひとり親家庭、フリーランス、障害者、高齢者など生活弱者・社会的弱者に対する経済的な助成（家賃助成など）および、連帯保証人設定の困難など社会的不利に対する住宅施策を大阪市として企画することを求めます。 <事例>東京都杉並区の事例「セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業」 https://www.city.suginami.tokyo.jp/kurashi/sumai/sumaisagashi/minkan/safetynet/index.html
	(回答) 本市におきましては、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者への支援について、市営住宅ストックの活用を基本として住宅セーフティネットの構築を図っているところです。また、本市は全国的にみてもトップ水準となる約 11 万戸の市営住宅を有しており、市営住宅の入居については、年 6 回の募集のほか、緊急に入居すべき事由を有する住宅困窮者に適時に対応するため、随時募集（先着順で申込可）を実施しています。 また、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を目的に、本年 6 月に不動産関係団体や福祉関係団体等と連携し「大阪市居住支援協議会」を設置しました。本協議会の設置により、住宅施策と福祉施策が連携し、地域の居住支援体制の強化を図ることで、住まいに関して様々な困難を抱える方の課題解決に取り組んでいきます。 セーフティネット住宅に対する家賃及び家賃債務保証料等の低廉化に係る補助につきまして、財政面や制度の実施面などにおいて困難な点がございますので、実施しておりません。
担当	都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9279 都市整備局 住宅部 管理課（募集） 電話：06-6208-9758 都市整備局 企画部 安心居住課 電話：06-6208-9222 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	4. (1) ①
項目	区政会議を充実させ、現在の行政区の権限や財源を拡充してください。
(回答) ○「区政会議を充実させ、」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これをふまえ、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例のもと運営を行うとともに、委員に対して、直接アンケート調査を実施し、その結果をふまえ、区政会議の改善に取り組むなど、各区においては、より効果的な会議運営に向けた PDCA を実施し、区政会議のさらなる充実に向け取り組んでいるところです。 ○「現在の行政区の権限や財源を拡充してください。」について ニア・イズ・ベターの観点から、区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局から住民により身近な区長に移譲し、24 区一律ではなく、区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開できるよう、24 区体制のもとで、できる限り区長の決定権の拡大を図ってきたところです。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-7321

番号	4. (1) ②
項目	区政会議の公募委員の定数を増やし、女性の参画が半数になるようにしてください。
(回答) ○「区政会議の公募委員の定数を増やし、」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これをふまえ、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が、区政会議の基本的な事項を定める趣旨として定められています。 区政会議の委員については、本条例第4条第3項において、区政会議に区民等の多様な意見を反映させる観点から、区政会議の委員の選定にあたっての区長の配慮義務を明記する趣旨として、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と定められております。本市としましては、これまで区政運営に関心がなかった区民の方、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えていらっしゃる区民の方、いずれにかかわらず、これから、より積極的に区政に参画したいという方の存在が大切であることから、委員の公募は意義のあるものと考えております。 従いまして、多様な意見を反映するとともに会議運営の客観性・透明性を担保するため、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第2項におきましては、公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員の定数について、委員の定数の1割以上とすることと定めております。 以上の条例・規則の趣旨をふまえて、区政会議の委員の選定につきましては、区長が、各区における地域の状況をふまえ、幅広く多様な区民等の意見が適切に反映されるよう、公募委員の割合も含め、バランスのとれた人選を行うことが重要であると考えております。 ○「女性の参画が半数になるようにしてください。」について 本市におきましては、「男女共同参画基本計画」で「あらゆる分野における女性の参画拡大」を掲げており、区政会議につきましても、各区において、これをふまえ、取組を進めております。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-7321

番号	4. (2)
項目	区役所業務の民間委託について、費用対効果を含めて検証し、その内容を公開してください。一昨年の回答で「費用対効果の検証や委託事業車名及び委託費の推移にかかる資料について情報提供の依頼をいただいたら制度に則り提供する。」と回答されていることから情報の提供を要望します。
(回答) 大阪市では、民間委託が可能な窓口業務についての委託化に取り組んでおり、平成 25 年 2 月から住民情報窓口業務の民間委託を開始し、令和 8 年 6 月時点で、全区役所（及び 1 出張所）において当該窓口業務の民間活用を行っています。 本委託事業の効果検証については、各区の住民情報窓口への来庁者アンケートによる満足度調査でも安定して高評価を得ており、民間の顧客対応スキルにより窓口での接遇・接客が一層親切・丁寧なものとなり、また、窓口の繁閑に応じた柔軟な人員の配置を行うといった効率的な運営体制を組むことができる等、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出すことで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。 また、直営を想定した場合の必要経費と比較しても、委託による財政効果額は認められるものと評価しておりますが、年々効果額は縮小傾向にあると認識しております。 なお、費用対効果の検証や委託事業者名及び委託費の推移にかかる資料については、令和 8 年 7 月 3 日に情報提供の制度に則って提供させていただきました。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	4. (3)
項目	<u>区役所窓口業務を直営に戻すとともに職員を増員し、窓口の混雑緩和、市民が安心して手続きできる窓口にしてください。</u> どの部署も非正規職員が増えていると聞いています。近年災害が頻発していますが、災害時には非正規職員も動員されるのでしょうか。 正規職員だけで対応する場合、法で定められた時間外勤務の上限が守られるような災害時の勤務体制が計画されていますか。それとも災害時だからと上限を大きく上回る時間外勤務を前提にした計画ですか。
(下線部について回答) 住民情報業務にかかる窓口業務委託についても、令和8年度公募から委託範囲の見直しを行うなどにより、委託事業と職員による業務執行の最適化を図り、経費増大を抑制するとともに、スキル・ノウハウの観点も含め、市民が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口として持続可能な業務執行体制の構築に努めてまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	4. (3)
項目	区役所窓口業務を直営に戻すとともに職員を増員し、窓口の混雑緩和、市民が安心して手続きできる窓口にしてください。 <u>どの部署も非正規職員が増えていると聞いています。近年災害が頻発していますが、災害時には非正規職員も動員されるのでしょうか。</u> <u>正規職員だけで対応する場合、法で定められた時間外勤務の上限が守られるような災害時の勤務体制が計画されていますか。それとも災害時だからと上限を大きく上回る時間外勤務を前提にした計画ですか。</u>
(下線部について回答 ※下線部分が総務局回答部分。その他は危機管理室。) <u>災害時の動員体制は基本的に、会計年度任用職員や臨時的任用職員等を除いた本務職員でとっています。</u> 本市では地震等の発生時、災害の状況に応じた動員体制をとっており、その中でも、休日及び勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した際は区役所の区災害対策本部・避難所等設置運営のため、全所属から市内居住者及び隣接市のうち各区役所の近辺に居住する職員約1,000名をあらかじめ直近参集者・協力参集者として指定し、該当する区役所に参集することとしています。 <u>また、長期にわたって24時間体制が必要な場合であっても、時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものであり、交替制勤務の採用、休息時間の確保、可能な限り1週間以上の連続勤務とならないよう留意するなど、健康管理上の問題や、労働時間の上限規制との関係も考慮して対応することとしています。</u>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7516 危機管理室 危機管理課 応急対策グループ 電話：06-6208-9808

番号	4（４）	
項目	新たな防災気象情報の運用が始まっていますが、大阪市の防災・避難計画はどのように変わりますか。また、防災・減災対策、発生時の対応、市民周知はされますか。	
（回答） 新たな防災気象情報の運用により、大阪市の防災・避難計画の基本的な考え方や、避難の方法や発生時の対応が大きく変わるものではありません。引き続き、これまでどおり、気象情報や避難情報を踏まえて早めの避難行動につなげるなど、防災・減災の取組を進めていきます。		
担当	危機管理室危機管理課防災計画グループ 危機管理室危機管理課応急対策グループ	電話：06-6208-7384 電話：06-6208-9808

番号	4. (5)				
項目	水道事業の民営化を「民営化を行う予定はない」また浄水場等の統廃合は「行わない」という考えに変わりはありませんか。				
(回答) (民営化について) 現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はなく、今後もその考えに変わりはありません。 (浄水場等の統廃合について) 大阪市では、浄水施設の施設能力 243 万 m3/日（守口市分を含む）と水需要が大きく乖離していることから、今後、施設能力の適正規模化に取り組んでいくこととしていますが、浄水場自体の統廃合は想定しておりません。 具体的には、将来の水需要に加え、事故や災害等の様々なリスク事象や計画的な更新工事・維持管理作業等により 1 系統が停止した場合にも安定供給するために必要な予備力を見込んだ上で、柴島・庭窪・豊野の 3 つある浄水場の分散配置のメリットと現状の送・配水ネットワークを安定供給に活用していく観点から、将来の施設整備水準を 163 万 m3/日（守口市分を含む）と定めております。					
担当	(民営化について)	水道局	総務部	企画課	電話：06-6616-5410
	(浄水場等の統廃合について)	水道局	工務部	計画課	電話：06-6616-5512

番号	4. (6)	
項目	「大阪府水道企業団」への参画はせずに、大阪市の水道を守り、充実させてください。	
(回答) 大阪広域水道企業団との統合は、平成 25 年 5 月の大阪市会において、本市の水道料金が維持されることが制度的に担保されていないなどの理由から否決となり、その後、平成 25 年 6 月に開催された大阪市戦略会議において、本市としては、大阪広域水道企業団との統合協議は、一旦、中止することとしました。 以降、本市は、大阪広域水道企業団との間で統合協議を実施しておらず、現時点で大阪広域水道企業団と事業統合する予定はありません。		
担当	水道局 総務部 連携推進課	電話：06-6616-5412

番号	4. (7)
項目	災害に強い水道にむけた防災・減災計画、復旧対策の強化をしてください。「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づく取り組みの進捗状況はどうなっていますか。また管路更新の進捗はどうなっていますか。
(回答) 大阪市では、令和6年5月に策定しました「大阪市水道施設整備中長期計画」（以下、「本計画」という。）において、今後の水道施設の整備に関する基本的な考え方を示しており、地震や風水害の発生に備えて、取・浄・配水場や水道管の耐震化、停電対策としての施設運転用自家発電設備の整備、浸水対策としての施設の耐水化など、災害発生時においても被害を軽減するための取組を進めることとしています。 具体的には、本計画のアクションプランである「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」に基づき、各種の施設整備を進めており、進捗状況については経営戦略及び局運営方針、決算レポートを公表しております。 また、災害時に断水した場合は、応急給水や応急復旧を行うこととなりますが、これらに要する資材（仮設水槽、ポリ袋、管材料等）を備蓄しています。さらに「公益社団法人 日本水道協会」による相互応援体制、東京都などの19大都市をはじめ近隣事業者との災害時における応援協定や民間事業者との協力に関する協定等を締結するとともに、これらの協定に基づいた訓練を実施することで、災害時における対応力強化に取り組んでいます。 管路更新については、本計画において、年間当たり約1%の更新率である約53km（基幹管路8km、配水支管45km）を目標としています。このうち、特に基幹管路については、官民連携手法を活用した「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（以下「PFI事業」）」により、令和6年度から令和13年度までの8年間で合計38kmを更新することとしており、従来よりペースアップを図ります。 管路更新の進捗状況について、基幹管路はPFI事業の2か年目である令和7（2025）年度までは、主として各工事路線の計画の作成及び設計を進めており、今後は設計が完了した路線から順次工事を予定しています。また、配水支管は、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度までに約360km（年平均45km）の管路更新を実施しています。 また、本計画の取組に加え、令和8年2月に管路更新ペースの引き上げの基本的な方向性（水道インフラの強靱化の推進について）を示しており、約53km/年から約63km/年となる具体的な手法を検討し、令和8年度に新たな管路更新計画を策定・公表する予定としています。 (経営戦略)	

[大阪市水道局：「大阪市水道経営戦略（2018-2027）【改訂版】」の取組の進捗の状況（経営情報＞経営戦略等）（osaka.lg.jp）](#)

（局運営方針）

[大阪市水道局：運営方針（経営情報）（osaka.lg.jp）](#)

（決算レポート）

[大阪市水道局：大阪市水道局決算レポート（旧アニュアルレポート）（…＞財務＞その他の財務）（osaka.lg.jp）](#)

（大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業）

[大阪市水道局：大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業の概要について（…＞上水道＞大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業関係（令和 4 年 1 月～））（osaka.lg.jp）](#)

（水道インフラの強靱化の推進について）

[大阪市水道局：水道インフラの強靱化の推進について（水道局の主な取り組み＞水道施設の整備）（osaka.lg.jp）](#)

担当	水道局 工務部 計画課	電話：06-6616-5512
----	-------------	-----------------

番号	4. (8)
項目	安心・安全は水の提供にむけ水質の監視・検査を強化してください。全国で PFAS 等が検出され、社会問題となっています。大阪市として、独自の基準設定や検査体制、検査の強化、PFAS 対策の考えはありますか。また検査への補助は検討されていますか。
(回答) 水道局では、水源から浄水場を経て給水栓（蛇口）に至るまでの総合的な水質管理に関する計画として、「大阪市水道・水質管理計画」策定し、実施しております。 具体的には、水源である琵琶湖・淀川の定期的な水質調査や事業所が淀川に排水する水の水質試験、各浄水場の処理過程ごとの水質試験を行い、水に含まれている汚濁物質を厳しく監視しています。また、蛇口の水については定期的水質検査と市内に設置した水質遠隔監視装置により、水質を連続的に監視しています。さらに、水道法に定められた水質基準項目はもとより、今後、もしその存在量が増加してきた場合、健康影響に懸念を及ぼす可能性のある物質にもいち早く注目し、浄水処理等での低減化対策についても常に研究しています。水質管理研究センターでは、最新鋭の設備と技術、たゆまざる研究により、水源から蛇口に至るまであらゆる角度から常にきめ細かな水質検査を行い、安心・安全な水道水の供給に万全を期しています。 また、水源である淀川や水道水等における有機フッ素化合物（PFAS）について、平成 17（2005）年度より実態調査を実施しております。 各浄水場における水道水のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の濃度は国が定める水質基準値を大きく下回っていることから、当局の水道水の安全性は確保されております。 今後も、安心してご使用いただけるよう PFAS の監視を行うとともに、定期的に HP 等で PFAS の測定結果を報告し、安全な水道水をお届けします。合わせて国内外の動向についても把握し、十分な検査体制を維持していきます。 一方で検査への補助につきましては、水道局では PFAS を高精度に測定できる体制が整備できていることから、現時点で補助金を活用することは考えておりません。 【参考】 大阪市水道・水質管理計画について https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000014736.html 大阪市の水道水における有機フッ素化合物（PFAS）の検出状況について https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000499786.html	
担当	水道局 工務部 水質管理研究センター 電話：06-6815-2365

番号	4. (9)		
項目	水は命の源であることから水道料金の引き下げ又は減免制度を復活してください。		
	(回答) (水道料金の引き下げについて) 本市の水道料金は、消費税制度の変更に伴うものを除き、前回料金水準を引き上げた平成9年6月以降、経営努力を重ねることで、約30年間その水準を維持しています。 一方で、直近の給水収益は堅調に推移しているものの、中長期的には人口減少等に伴う水需要の減少により給水収益の減少が見込まれています。また、水道インフラの老朽化の対応や、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への備えも急務となっており、管路更新のペースアップや水道施設の耐震化など、水道インフラの強靱化を一層推進する必要があることから、水道事業の経営環境は今後さらに厳しさを増すことが見込まれます。 そのため、現時点では水道料金の引き下げを行う予定はございませんが、今後も引き続き収支改善に取り組むとともに、安全・安心で良質な水道水を将来にわたり安定的にお届けすることができるよう、「水道事業の持続性向上有識者会議」において、経営改善や財源確保の方策を含め、水道事業の持続性向上に向けた検討を進めています。 今後とも、市民・お客さまへの安定した水道サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。 (水道料金の減免について) 水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度については、平成24年7月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行ったことから、平成25年10月1日に廃止いたしました。 現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、福祉減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難であります。将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。		
担当	(料金引き下げ) 水道局 総務部 企画課	電話：06-6616-5410	
	(減免) 水道局 総務部お客さまサービス課 営業企画	電話：06-6616-5473	
	建設局 下水道部 調整課 経営企画担当	電話：06-6615-7545	

番号	4. (9)
項目	水は命の源であることから<u>水道料金</u>の引き下げ又は<u>減免制度</u>を復活してください。
(下線部について回答) 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月 1 日付で水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。 今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画） 電話：06-6208-7958

番号	4. (10)		
項目	夏季の上下水道の基本料金を減免してください。		
(回答) 水需要の減少に伴い給水収益の減少傾向が続いていることや、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対策や老朽化した管路の更新など、施設整備のために多額の投資を長期にわたって継続する必要があることから、上下水道事業の経営環境は今後ますます厳しいものになることが見込まれます。 そのため、現時点では夏季の上下水道の基本料金の減免を行う予定はございませんが、今後も引き続き経常経費の抑制や給水収益の着実な確保など収支の改善に向けた経営努力を継続しながら、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。			
担当	水道局 総務部	お客さまサービス課 営業企画担当	電話：06－6616－5473
	水道局 総務部	企画課	電話：06－6616－5410
	建設局 下水道部	調整課 経営企画担当	電話：06－6615－7545

番号	4 (11)
項目	市税事務所化で市民は不便になりました。市民の利便性を後退させる行政区のブロック化は行わないでください
(回答) これまで本市では、ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、各区の特性・実情に応じた 24 色の区政運営を推進するとともに、局が実施する事業についても、24 区共通する課題については、区長会議において、区・局が協議・調整しながら、一体的な行政運営を推進しています。 これまでの取組や成果を踏まえたうえで、将来の社会状況の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応し、市民 QOL を向上させることを最大の目的として行政区域を超えた効率的な業務執行について検討を進めてきました。 現在の制度を変えずとも機動的に様々な課題に対応できることがブロックのメリットであり、実施単位（市・ブロック・区）ごとの業務やブロック構成の考え方を「最適な実施単位の考え方」として令和 8 年 2 月に取りまとめて公表しています。 なお、「最適な実施単位の考え方」の取りまとめ及び公表をもって検討は終了しました。	
担当	市政改革室 行政改革担当 電話： 06－6208－9765

番号	4. (12)
項目	区役所にある派出銀行は廃止しないでください
(回答) 区役所にある派出銀行（以下「区役所派出銀行」といいます。）については、指定金融機関から、これまで無料であった運営に関する経費の有償化とあわせて、区役所派出銀行を廃止する方針を確定するよう要望を受けてきたところであり、本市では令和6年度から新たに経費を負担しています。 区役所派出銀行の利用状況が収納方法の多様化により減少傾向にあるなか、将来的な費用負担などを考えると、現行の運用のまま区役所派出銀行を継続し続けることは難しいと考えており、幅広く対応策について慎重に検討を進めてまいります。	
担当	会計室 会計管理担当 電話：06-6208-8491

番号	4. (13)
項目	今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
(回答) 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。 (参考) 国において、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」として、7月・8月・9月分の電気・ガス料金に対する補助が行われる予定です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	4. (13)
項目	<u>今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。</u>いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
(下線部について回答) 本市では、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、HP・SNSやごみ収集車などの巡回広報で危険な暑さから自分と自分の周りの命を守るように情報発信するとともに、「熱中症特別警戒アラート」発表期間中に暑さをしのぐための施設「クーリングシェルター」として、令和8年(2026年)4月1日現在で、市有169施設とその他156施設の合計325施設を指定しています。 今後も、クーリングシェルターの指定を受けていただける民間施設を募集するなどして、施設数の拡充を図ってまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06－6630－3467

番号	4. (14)
項目	「新・市政改革プラン」では、取組方針1の幼稚園・保育所・一般廃棄物のゴミ収集業務などの官民連携の推進はある程度読み取れますが、取組方針2や3は難解です。具体的にどう変わるのか明らかにしてください（要約を示していただければと思います）
(回答) ○取組方針2について 本市では、将来的な労働力不足や社会環境の変化に対応するため、限られた行政資源を最大限に活用し、効果的・効率的に行政運営を行い、市民サービスの向上をめざしていきます。 また、職員の業務効率化と質の向上を推進するとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門性・行動力のある人材育成・支援に取り組みます。 さらに、環境負荷の低減に係り、温室効果ガスの排出削減を着実に推進します。 ○取組方針3について 本市財政は、職員数の削減及び市債残高の縮減などの市政改革の取組成果や、税収の堅調な推移もあり、財政健全化が進んでいますが、「今後の財政収支概算（粗い試算）【令和8年2月版】」では、試算期間を通じて収支不足が生じることが見込まれています。また、税収、金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性があります。 そこで、人員や施設のマネジメント、未利用地の有効活用に取り組んでいきます。 また、大規模事業等のリスク管理の更なる精度向上、未収金対策に加え、施策・事業の点検・精査を推進し、急激な社会環境の変化にも対応できるよう、持続可能な行財政基盤の構築をめざし、取組を進めます。 こういった取組により、将来にわたり豊かな大阪の実現をめざしていきます。	
担当	市政改革室 改革プラン推進担当 電話：06-6208-9885

番号	4. (15)
項目	大阪市の各種申請書等は元号だけでなく、西暦でも記入できるような書式にしてください (回答) 年の表示方法について定めた法令等は存在しないものの、公的機関では従前から原則として元号が用いられ、本市においても各種申請書等における年の表示については、慣行として元号を使用しています。 一方で、事務の内容に応じて、西暦でも記入できるような取扱いとするなど、事務事業を所管する所属において適切に判断しているところです。
担当	総務局 行政部 行政課（文書グループ） 電話：06-6208-7433

番号	5. <A> (1)
項目	保育職場で働く全職員の健康と命を守るために、感染症拡大防止など、労働安全体制を強化してください。
(回答) 本市では、令和5年度に国の交付金を活用し、保育施設において感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための補助事業を実施しておりました。なお本補助事業では、施設が職員に対して行ったPCR検査等についても、補助の対象としておりました。 しかしながら、国の交付金が令和5年度で終了したため、本市の補助事業も終了しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	5. <A> (2)
項目	民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。<u>また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。</u>
(下線部について回答) 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8105

番号	5. <A> (2)
項目	民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、<u>学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。</u>
(下線部について回答) 放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の定着を図り、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っています。	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課 電話：06-6684-9559

番号	5. <A> (2)
項目	民間・公務問わず保育士、<u>幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。</u>また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。
(下線部について回答) 市立幼稚園教諭の給与については、本市人事委員会において、給与の公民比較を行っており、当該結果に従うことが地方公務員における給与決定原則となる情勢適応の原則に沿ったものと考えています。このため、本市人事委員会勧告に基づき、給与改定を行うことが基本となりますが、今後とも、国や他都市の動向なども踏まえながら、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	5. <A> (3)
項目	正規・非正規問わず、保育士欠員の実態を把握し、早急に解消してください。大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持っていることを原則条件としてください。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	5. <A> (4)		
項目	どこに住んでいても保護者が保育所に預けたい時に預けたい保育所に預けられるように現在すすめられている公立保育所民営化をストップさせてください。どの子も安全、安心な保育環境で過ごせるよう認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準以上の大阪市独自の保育士の配置制度を創設してください。 そして災害対策予算をつけて、施設の総点検を行い、危険箇所をなくし、災害時等に子どもの命と安全を守れる施設にしてください。いつ起こるか分からない災害に備え、老朽化の進んだ公立保育施設の耐震、安全性を確保するために、建て替えや補強等、施設整備を全箇所でおこなってください。また、災害時に安全の確保できた公立保育所で他園の子どもが受け入れられる災害保育所を設置してください。災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準外の保育士の配置制度を創設してください。そして災害対策予算をつけて、施設の総点検を行い、剥き出し蛍光灯を危なくないようにしたり、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり等を子どもの命と安全を守ってください。いつ起こるか分からない災害時に、現在、老朽化の進んだ公立保育施設の耐震、安全性を確保するために、建て替えや補強等、施設設備を全箇所でおこなってください。		
	(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。 また、認可保育所の新設等とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕等を行い、児童の処遇向上と安全確保に努めております。 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。		
担当	こども青少年局	幼保施策部	幼保企画課 電話：06-6208-8126 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	5. <A> (4)
項目	<u>どこに住んでいても保護者が保育所に預けたい時に預けたい保育所に預けられるように現在すすめられている公立保育所民営化をストップ^①させてください。どの子どもも安全、安心な保育環境で過ごせるよう認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準以上の大阪市独自の保育士の配置制度を創設してください。</u> そして災害対策予算をつけて、施設の総点検を行い、危険箇所をなくし、災害時等に子どもの命と安全を守れる施設にしてください。いつ起こるか分からない災害に備え、<u>老朽化の進んだ公立保育施設の耐震、安全性を確保するために、建て替えや補強等、施設整備を全箇所でおこなってください。</u>^②また、災害時に安全の確保できた公立保育所で他園の子どもが受け入れられる災害保育所を設置してください。^③災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、<u>公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。</u>^①また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準外の保育士の配置制度を創設してください。<u>そして災害対策予算をつけて、施設の総点検を行い、剥き出し蛍光灯を危なくないようにしたり、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり等を子どもの命と安全を守ってください。いつ起こるか分からない災害時に、現在、老朽化の進んだ公立保育施設の耐震、安全性を確保するために、建て替えや補強等、施設設備を全箇所でおこなってください。</u>^④
	(回答) (下線部①について回答) 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状態に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 (下線部②について回答) 公立保育所の老朽化については本市も課題と認識しており、建替えを含めた施設整備の検討を進めて参ります。 (下線部③について回答) 災害時は、災害復旧等に従事する保護者のこどもを預かる応急保育や代替保育の実施に加え、関係機関と連携・協働し、一時的な福祉避難所としての活用など、地域における保育の支援体制の中核的な役割を積極的に担っていくよう取り組んでいきます。 (下線部④について回答) 本市の公立保育所では、点検については、法定点検を実施し、その結果施設に問題がある場合は修繕等対応を行っています。また、照明器具については、令和12年度までにLED化100%を目指し、カバー付きLEDへの変更を進めています。窓ガラスについては、原則、飛散防止フィルムを貼付しています。 さらに、耐震化については、平成27年度までに完了しており、老朽化した保育所につ

いては、順次、修繕等を検討、実施しています。

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9109
----	--------------------------------------

番号	5. <A> (5)
項目	国の保育士配置基準の改正に伴い4・5歳児、25：1を経過措置を待たず早急に行ってください。国の対応を待たず、大阪市独自の予算で早急に国基準の4・5歳児、25：1、3歳児、15：1を実施すること、また、配置基準を引き上げることにより、待機児童が増えることがないように、公立や認可保育施設での新設・増設をおこなってください。
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。配置基準の改善がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。 なお、4～5歳児及び3歳児・1歳児については子どものための教育・保育給付費、また国の1歳児配置改善加算の対象とならない施設を対象に大阪市独自事業として1歳児の配置について、それぞれ予算化を行い、配置基準が充足していると確認できる場合において、通常の運営費に上乗せして必要な経費を給付しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	5. <A> (6)
項目	看護師配置について園の持ち出しなしに、早急にすべての保育所に看護師を配置出来るよう市として財政措置をおこなってください。
(回答) 看護師配置については、従前から本市独自事業として実施していましたが、令和4年度から事業を再構築して、対象施設を民間の保育所および認定こども園の全施設に拡大し、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額 374,600 円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. <A> (7)
項目	医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、<u>全保育所への看護師配置を行ってください。</u>
(回答) (下線部について回答) 看護師配置については、従前から本市独自事業として実施していましたが、令和4年度から事業を再構築して、対象施設を民間の保育所および認定こども園の全施設に拡大し、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. <A> (7)
項目	<u>医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。</u>保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、全保育所への看護師配置を行ってください。
(回答) (下線部について回答) 本市では「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 医療的ケア児の受け入れにあたっては、民間保育施設を対象に、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、医療的ケアを担当する専任看護師の人件費の助成を行っております。さらに、「大阪市特別支援保育物品購入助成金」により医療的ケアの必要な児童を含む障がい児支援のための物品購入にかかる費用を助成し、環境整備を図っております。公立保育所についても同様の支援を行っており、引き続き、医療的ケアの必要な児童の受け入れ促進に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話： 06-6684-9242

番号	5. <A> (8)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充してください。大阪市の面積基準は国基準よりも低いため、最低でも国基準としてください。
(回答) 保育所の設備基準については、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考え、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「条例」という。)を定めており、この中で保育室や屋外遊戯場の面積基準についても定めています。 保育室の面積基準については、0才児及び1才児においては、国基準の「乳児室 1.65㎡又はほふく室 3.3㎡以上」を上回る「0才児 5.0㎡以上、1才児 3.3㎡以上」としており、2才児以上においては国基準どおり「1.98㎡以上」としています。 また、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりの2才児以上において「3.3㎡以上」としています。 なお、現在は、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を1.65㎡以上に緩和できる特例(以下、「面積基準緩和」)を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき1.65㎡以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで、入所受入れを行うものとしています。 今後の面積基準緩和については、国が定める特例措置期限である令和10年度末までに、条例で定める面積基準の保育スペースが確保できるよう入所枠確保等の取組みを進めてまいります。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ、増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	5. <A> (9)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ専門職として配置できるよう補助金を増額してください。また、手帳の対象にならない子どもに対しても、個別対応で十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配をおこなってください。
(回答) 本市では、「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 また、手帳の対象にならないこどもにつきましても、令和2年度から公的医療機関に限らず民間の医療機関の診断書等も支給要件の対象とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っております。さらに、令和7年度からは、確定診断のみならず「疑い（医師が診断したもの）」の診断書等や、「通所受給者証」のみの場合も支給要件の対象とするなど、制度の拡充を図っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話： 06-6684-9242

番号	5. <A> (10)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」について、講師を増員、定期的な派遣を実施するなど、必要とする全ての子どもたち、保護者、保育士、民間・公立問わずすべての保育所への支援ができるよう制度の拡充を行ってください。巡回指導員については、心理職の専門家を配置してください。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けてください。 (回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育の円滑な運営や向上を図るために巡回指導講師を公立・民間問わず派遣し、保育所職員や保護者の相談に応じているところです。支援を要するこどもについても観察を継続し、早期支援や関係機関等へのつなぎのため、必要に応じて助言をさせていただいております。講師の人数については、令和5年度及び令和7年度に要員をそれぞれ1名増員し、制度の拡充を図ってきているところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等（「疑い」を含む。）、通所受給者証を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における障がい児保育の充実に努めて参ります。
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話： 06-6684-9242

番号	5. <A> (11) ① ② ③
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行ってください。 ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じてください。 ② アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して給食調理員の増員を高じてください。 ③ 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにしてください。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配及び給食調理員の配置増については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. <A> (12)
項目	安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じてください。
(回答) 大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道を設置するなどの、対策を行っています。 今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます。	
担当	建設局 道路河川部道路課（交通安全施策担当） 電話： 06-6615-6862

番号	5. < A > (13)
項目	処遇改善区分3について、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充してください。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞いてください。 (回答) 平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成30年度及び令和2年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。また、令和7年度に処遇改善等加算の一本化にともない、処遇改善等加算区分3（旧加算Ⅱ）の加算額の算定方法及び配分方法の見直しが図られ、より柔軟な配分が可能となったところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。 また、処遇改善等加算区分3の支給要件となるキャリアアップ研修については、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（平成29年4月1日付雇児保発0401第1号）」及び「大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱」に基づき実施しているところです。今後も、保育現場の意見を踏まえながら、オンライン研修を中心とする等、受講者が参加しやすい環境を整え進めていきたいと考えております。
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8105 こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173

番号	5. <A> (14)
項目	国が推し進める、こども誰でも通園制度が公民両施設で本格実施されています。現場の意見を聞き、在園時も含め安全に過ごし発達が十分保障されるように、また、職員の過重労働にならないように、調査、条件整備をおこなってください。また、市民の高いニーズである一時預かり事業も保育士の増員等条件整備を行い、充実させてください。
(回答) 本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度を実施しております。 こども誰でも通園制度は、国において、学識経験者等による検討会を経て設備運営に関する基準や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」が定められており、本市ではそれらを踏まえて実施しています。 民間施設によるこども誰でも通園制度の実施に関しては、令和7年度より児童福祉法の改正に伴い、民間事業者の経済的基礎や社会的信望、設備運営基準の適合状況について、また、公民両施設ともに、改正後の子ども・子育て支援法に基づく適正な事業実施を確保するための施設の運営基準への適合状況について、有識者に意見聴取したうえで大阪市が審査し、認可・確認を行っています。 さらに、認可・確認後も指導・監査を実施することで、職員の配置状況の確認や在園児も含め安全に過ごすことができる環境となるよう助言・指導してまいります。 各施設からは、引き続き様々なご意見を聴取しており、ご意見を踏まえながら、国に対して要望する等、本市の事業実施に反映するよう努めてまいります。 また、大阪市一時預かり事業実施施設（民間施設）への補助金につきましては、国の要綱に定める補助基準額に本市独自の上乗せを行うとともに、令和6年度より、0歳児加算及び専任保育士配置加算、賃料補助金を創設し、補助を行っているところです。 これら補助金の拡充は実施施設の安定運営に一定の効果をあげているものの、事業実施が困難となっている施設の増加に歯止めをかけるため、引き続き国に対して運営補助金の改善を要望するとともに、本市としましても既存施設の安定的運営に配慮した基準額や補助となるよう、検討してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8665 こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-7981

番号	5. < B > (1)
項目	福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。
(回答) 福祉現場での人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきました。 令和8年度の障がい福祉サービス等報酬改定（令和8年6月施行）においては、福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等により、加算率の引き上げや上乘せが行われ、処遇改善加算の対象が福祉・介護職員のみから障がい福祉従事者に拡大され、これまで処遇改善加算の対象外であった計画相談支援、障がい児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算が新設されたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後とも国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (1)
項目	福祉現場では慢性期な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。
(回答) 福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。 本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上等に取り組んでいます。 併せて、福祉・介護人材の確保には、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しています。受賞作品については、漫画化し、市内中学生へ配付するほか、広く市民向けの周知にも取り組んでいます。 そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取組を通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画） 電話：06-6208-7954

番号	5. (2)
項目	利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用者負担の軽減が図られるよう支援策を講じてください。
(回答) 障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担は無料となっております。 利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (3) ①
項目	報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限などあからさまな営利追及が行われないよう制度上の規制を設けるよう国に要望してください。
(回答) 福祉・介護職員等処遇改善加算とは、障がい福祉サービス事業所等で働く障がい福祉従事者の方の賃金改善を行うための加算であり、処遇改善加算の算定額に相当する障がい福祉従事者その他の職員の賃金の改善を実施しなければならないとされております。また、障がい福祉サービス事業所等は賃金改善を行う方法等について職員に周知するとともに、職員等から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく説明する義務があります。本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、事業所の適切かつ安定的な運営を図るため、必要に応じ国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (3) ②
項目	報酬改定について福祉の向上に資する内容であるかを検証し、改善が必要な際は3年を待たずに即時改定するなど迅速に対応するよう国に要望してください。
(回答) 障害者総合支援法等における適切な報酬単価の設定については、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保を図るとともに、障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準を保つことができる障がい福祉サービスの単価の設定について、継続して国に要望しているところです。 令和8年度には臨時応急的な見直しとして、福祉・介護職員等処遇改善加算の引上げや上乗せによる拡充等が行われ、福祉・介護職員のみならず、障がい福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置が実施されるとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置が実施されました。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (3) ③
項目	日割り報酬を止めて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に要望してください。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (4)
項目	移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。 ①障がいのある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大学修学支援のように大阪市として独自に支援策を講じてください。 ②最低賃金の上昇と比較して、ガイドヘルパーの給与は上がっておらず、ますます人員の確保が困難になっており、サービスの提供自体に支障をきたしている状況です。今すぐ基本報酬を大幅に引き上げるか処遇改善加算や早朝・夜間加算を設ける等の大阪市独自の制度改定を行ってください。 ③1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡充して下さい。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。 ④他市町村でも運用されているグループ支援型のサービス類型を導入してください。ヘルパー不足を補う有効な手段であり、さらに架空のヘルパー等で不正請求する抑止効果も期待できます。
	(回答) ①②③④ 移動支援事業は障害者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定や事業の内容などは各自治体の裁量の範囲となっております。この地域生活支援事業については、統合補助金であることから、本事業について国庫補助金の受入れは不十分になっている一方、毎年事業費は増加しているため、将来にわたる事業継続を見据え、適切な財政措置を行うことや移動支援の個別給付化について、継続して国へと要望しているところです。 また、移動支援事業は介護給付費（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）等の障がい福祉サービスで対応されていない部分を補完する形で制度設計されていることから、本市では介護給付費の基準や他都市の基準、社会生活基本調査の結果などを参考に基準を定めており、今後も必要に応じて見直しをはかってまいります。 令和8年度には、移動支援事業に係る報酬水準及び運営上の実態を幅広く把握し、今後の制度運用の見直し等の検討に資することを目的として、大阪市の登録を受けた移動支援事業所に対して、報酬水準等の実態やグループ支援の導入についての意向等のアンケート調査を行ったところであり、本市としても引き続き検討を進めてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (5)
項目	65歳から介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険制度におけるサービスの量や内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。 また、本市ホームページや福祉のあらましにおいても、介護保険制度のみでは支援が不足する部分や介護保険には相当するものがない障がい福祉サービスなどの利用が必要な場合、各区へご相談いただくよう周知しております。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (6)
項目	障がい者及び高齢障害者が利用できる生活施設の整備を行ってください。 ①入所施設の整備・建設をおこなってください。 ②医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。
(回答) 本市では、施設入所者の地域生活への移行が促進するように様々な取組を行っております。取組のひとつとして、医療的ケアの必要な方や強度行動障がいのある方など生活の場となる共同生活援助（グループホーム）事業所に関しては、福祉局において大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業を実施しており、強度行動障がいや重度障がいのある方を受け入れる場合に必要な住宅の改造等に要する諸経費について補助しております。 今後も、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、グループホーム整備費補助事業の実施等、引き続き必要な取組を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (7)
項目	地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善して下さい ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げて下さい。 ②各種設けられている加算制度について、建物賃貸料など実態に即した加算として下さい。
	(回答) 地域活動支援センター事業の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。 また、基礎事業に係る経費については、今般の物価高騰等の影響を踏まえ、委託料の見直しを行っております。 なお、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう必要に応じて委託料の見直しを行ってまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

番号	5. (8)
項目	居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。
(回答) 障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和8年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充が行われたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (9)
項目	自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等について具体的な救済策を国及び大阪市で講じてください
(回答) 令和6年能登半島地震での社会福祉施設等の復旧対応については、被災した社会福祉施設等が早期に被災前の状態に復旧できるよう、厚生労働省において、令和5年度予備費の財政措置を行い、医療施設等災害復旧費補助金や社会福祉施設等災害復旧費補助金により、復旧工事等に対する財政支援が行われました。 また、激甚災害の指定に伴い、補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置を講じるとともに、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金において、被災施設の備品設備等についての支援に加え、耐震診断等の安全性を確認するための費用についても補助対象に追加される等の救済策が講じられております。 さらに、独立行政法人福祉医療機構では、被災した社会福祉施設等の早期復旧を支援するため、貸付利率等の優遇措置を講じた災害復旧融資や、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置が実施されております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	5. < B > (10)
項目	障がい福祉サービス事業者に対する実地指導が運営指導に変わり、その業務を外部委託されています。以前の大阪市の実地指導と比べて運営指導の内容が書類の有無の確認にとどまり実際の支援内容の精査まで踏み込んでいません。営利企業の不正請求が大きな問題となっていますが、利用者に適正な支援を提供するためにも大阪市の運営指導を実施しチェック機能を果たしてください。
(回答) 本市では、指定障がい福祉サービス事業者等に対する運営指導の実施にあたっては、厚生労働省が示す「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」等に基づき実施しているところです。 また、運営指導は計画的に実施する「一般指導」、通報等に基づき実施する「随時指導」と2つに区分し実施しております。 このうち、「一般指導」については、令和3年度より指定障がい福祉サービス事業者等に対する運営指導業務の一部を業務委託により実施しております。 引き続き、サービスの質の確保・向上に向けた運営指導の実施を検討してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5. < B > (11)
項目	就労継続 B 型支援事業における総量規制について、1 年間を延長しないように進めてください。また、必要な障がい者等に対して良質なサービス提供をしていくための「アクションプラン」の取り組み状況を教えてください。
(回答) 就労継続支援 B 型において、第 7 期障がい福祉計画に定める必要な見込量を大幅に超える供給量が確保されていることから、適切な量を維持し、サービスの質を確保することを目的として、令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までの新規指定及び令和 8 年 7 月から令和 9 年 6 月までの利用定員追加に対して総量規制を実施しています。当該期間終了後の総量規制の解除又は継続については、今年度に検討を行う予定です。 また、障がい福祉サービス等の利用者、事業者並びに給付費の増加が見込まれる中、障害者総合支援法等に基づく自治体としての責務を果たすべく、真に支援が必要な障がい者等に対して良質なサービスを提供していくため、「障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上のためのアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を令和 8 年度中に策定することとしています。現在、アクションプランの策定に向けて、民間事業者への業務委託のもと、国や本市データを活用した実態把握や分析とともに、外部有識者で構成する「支給決定のあり方検討会議」を開催し、本市の障がい福祉サービスの支給決定等のあり方を含めた検討を実施しています。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < B > (12)
項目	重度障害者医療費助成制度は健康保険内での助成です。大阪市としてO T C類似薬保険適応除外の新たな医療費負担が生じないように、必要な財政措置を講じてください。
(回答) 本市では「障がい者医療証」の交付を受けた方が病院や診療所などの医療機関で診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費等の自己負担額（医療費、薬局でのご負担、訪問看護利用料、治療用装具の費用等）の一部を助成しています。 また、対象となる方や対象となる費用等は、大阪府重度障がい者医療助成制度要綱に基づいて定めておりますが、現在のところ、大阪府からはO T C類似薬の保険適応除外にかかる助成内容の変更について示されておられません。 なお、要望にありますO T C類似薬の保険適応除外の新たな医療費負担につきましては、国ががん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方等、配慮が必要な者について、特別な料金を求めないことを検討しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	5. < B > (13)
項目	移動権・交通権保障について ①地下鉄・バス無料乗車券とタクシー助成を、どちらかの選択制ではなく、併給を認めてください。(雨天時・猛暑日・極寒日・体調不良時・緊急時の外出や通院などの利用のため) ②タクシー助成券を名古屋市並みに年間 160 枚まで増やしてください。そして、2024 年度口頭回答での「大阪市としては週に 1 回程度の外出をしてもらいたいとの目的でこの制度を実施している」という父権的な利用方法押しつけの考え方を改めて、本人の利用方法の自由を認めて、1 回 1 枚 (500 円) の利用限定ではなく、1 回で 10 枚 (5,000 円) まで利用できるようにしてください。 ③リフトタクシー助成券を名古屋市並みに年間 120 枚まで増やして、1 回 1 枚 (2,000 円) の利用に限るのではなくて 1 回で 5 枚 (10,000 円) まで利用できるようにしてください
	(①回答) 本市「交通機関乗車料金福祉措置」は、大阪市に在住する身体・知的障がい者等や精神障がい者の自立と社会活動への積極的な参加促進のため、障がいの程度等に応じて Osaka Metro、大阪シティバスでご利用頂ける無料乗車証または割引証を交付しております。 また、本市「重度障がい者等タクシー料金給付事業」は、大阪市に居住する身体・知的障がい者等で鉄道駅舎を利用することが困難であるなど、他に移動手段がないために外出が困難な方を対象に、年間最大 96 枚のタクシー給付券を交付のうえ、乗車料金の一部を給付する事業として、交通機関乗車料金福祉措置との選択制で実施しております。 どちらも本市独自事業として実施しており、引き続き、重度の障がいのある方等の外出を支援する事業として継続していけるよう取り組んでまいります。 (②③回答) 本市「重度障がい者等タクシー料金給付事業」は、大阪市に居住する身体・知的障がい者等で鉄道駅舎を利用することが困難であるなど、他に移動手段がないために外出が困難な方を対象に、年間最大 96 枚のタクシー給付券を交付のうえ、乗車料金の一部を給付する本市独自事業として現在も維持しているところです。 引き続き、重度の障がいのある方等の外出を支援する事業として継続していけるよう取り組んでまいります。
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	5. ＜C＞（1）			
項目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児 2:1、1歳児 4:1、2歳児 5:1、3歳児 10:1、4～5歳児 15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。			
（回答） 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 また、本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。				
担当	こども青少年局	幼保施策部	幼保企画課	電話：06－6208-8018 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	5. <C> (2)
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
(回答) 「0歳児途中入所対策事業」については、0歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから4月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和6年度より実施しております。 支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を4月から9月としております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8105

番号	5. <C> (3)
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう、市として財政措置すること。
(回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として実施してきましたが、令和4年度から事業を再構築して、対象施設を民間の保育所および認定こども園の全施設に拡大し、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5. <C> (4)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
(回答) 保育所の設備基準については、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考え、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「条例」という。)を定めており、この中で保育室や屋外遊戯場の面積基準についても定めています。 保育室の面積基準については、0才児及び1才児においては、国基準の「乳児室 1.65㎡又はほふく室 3.3㎡以上」を上回る「0才児 5.0㎡以上、1才児 3.3㎡以上」としており、2才児以上においては国基準どおり「1.98㎡以上」としています。 また、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりの2才児以上において「3.3㎡以上」としています。 なお、現在は、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を1.65㎡以上に緩和できる特例(以下、「面積基準緩和」)を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき1.65㎡以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで、入所受入れを行うものとしています。 今後の面積基準緩和については、国が定める特例措置期限である令和10年度末までに、条例で定める面積基準の保育スペースが確保できるよう入所枠確保等の取組みを進めてまいります。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ、増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	5. <C> (5)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
(回答) 本市では、「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 また、手帳の対象にならないこどもにつきましても、令和2年度から公的医療機関に限らず民間の医療機関の診断書等も支給要件の対象とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っております。さらに、令和7年度からは、確定診断のみならず「疑い（医師が診断したもの）」の診断書等や、「通所受給者証」のみの場合も支給要件の対象とするなど、制度の拡充を図っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話： 06-6684-9242

番号	5. <C> (6)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
(回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育の円滑な運営や向上を図るために巡回指導講師を各所に派遣し、保育所職員や保護者の相談に応じているところです。 支援を要するこどもについても観察を継続し、早期支援や関係機関等へのつなぎのため、必要に応じて助言をさせていただいております。講師の人数については、令和5年度及び令和7年度に要員をそれぞれ1名増員し、制度の拡充を図ってきているところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等（「疑い」を含む。）、通所受給者証を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における障がい児保育の充実に努めて参ります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話： 06-6684-9242

番号	5. <C> (7) ① ②
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。 ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。 ② 栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8259

番号	5.<C>(8)
項目	安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
(回答) 大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道を設置するなどの、対策を行っています。 今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます。	
担当	建設局道路河川部道路課（交通安全施策担当） 電話： 06-6615-6862

番号	5. <C> (9)
項目	「こども誰でも通園制度」を子どもの生命や安全、権利が守られるよう制度設計すること。
(回答) 本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度を実施しております。 民間施設によるこども誰でも通園制度の実施に関しては、令和7年度より児童福祉法の改正に伴い、実施事業者の経済的基礎や社会的信望、設備運営基準の適合状況について、また、公民両施設ともに、改正後の子ども・子育て支援法に基づく適正な事業実施を確保するための施設の運営基準への適合状況について、有識者に意見聴取したうえで大阪市が審査し、認可・確認を行っています。 さらに、利用するこどもの生命や安全、権利が守られるよう、実施事業者に対して、災害対策や虐待防止といった各種マニュアルの整備、研修の実施をはじめ、認可・確認後の指導・監査を実施することで、職員の配置状況の確認も含めて安全に過ごすことができる環境となるよう助言・指導してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8665

番号	5. <C> (10)
項目	職場に対立と分断を生みかねない、不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず、支給できるものにすること。
(回答) 保育士の定着支援事業につきましては、市政運営の基本方針である0～2歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10年目、15年目、20年目、25年目の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職7年目までの保育士を対象としたところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031

番号	5. <C> (11)
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと
(回答) 災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、職員配置基準等の充実が図られるよう、必要に応じて国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (12)
項目	実態に即していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること
(回答) 本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。 職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、必要に応じて国に対して要望していきたいと考えています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (13)
項目	処遇改善加算は、夜勤者のみではなく、全職員を対象とし、短時間契約者を含めるよう改善すること。
(回答) 社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。 全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。 また、令和4年度からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、社会的養護従事者処遇改善加算が創設されており、こちらの加算については、非常勤職員も加算対象に含まれています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (14)
項目	「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。
(回答) 離職率が高く人材不足である施設職員の定着促進を図り、あわせて積極的に人材を確保することにより措置児童のケアを十分に実施できる体制を構築することを目的としているため、児童養護施設等における定着支援事業の対象は直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）としています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (15)
項目	様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
(回答) 社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成 23 年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和 6 年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。 本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいをもつ児童の円滑な受入と入所中の支援、職員の業務負担軽減のための補助者等の雇上げ補助、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。 今後の国の動き等を注視し、必要に応じて国に要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (16)
項目	保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること
(回答) 本市におきましては、入所児童の養育の充実を図るために、児童養護施設等職員の確保及び職員の研修受講による資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しているところです。 また、ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）の業務にも位置づけられている保護者対応は、入所児童の養育の充実及び家庭復帰等に際しても、必要であることと認識しておりますが、職員配置の改善については、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (17)
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。
(回答) 一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1 ヶ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外にも措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. <C> (18)
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。
(回答) パソコン等の通信機器やシステム導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応いただくものと考えておりますが、施設職員の負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。これにかかる対応については国の動向などを注視しながら必要性の検討を行ってまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. < C > (19)
項目	災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
(回答) 災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。 社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。 なお、令和3年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5. < C > (20)
項目	障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
(回答) 障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきました。 令和8年度には福祉・介護職員等処遇改善加算の引上げや上乗せによる拡充等が行われ、福祉・介護職員のみならず、障がい福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置が実施されるとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置が実施されました。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < C > (21)
項目	職員確保のため、派遣会社や紹介業者への手数料や紹介料の支出が財政を圧迫している。手数料や紹介料の負担に対する助成を行うこと。
(回答) 福祉現場での人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきました。 令和8年度には福祉・介護職員等処遇改善加算の引上げや上乗せによる拡充等が行われ、福祉・介護職員のみならず、障がい福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置が実施されるとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置が実施されました。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (22) ①
項目	障害児入所施設における職員配置基準について、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、職員が増員できるよう、大阪市としても予算措置を講じること。
(回答) 児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ②
項目	18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
(回答) 障がい児入所施設に引き続き入所する 18 歳以上の入所者（いわゆる年齢超過者）の移行については、令和 6 年 3 月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。 しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めています。 また、地域移行の行き先となることが考えられる共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。 このほか、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定により、移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ③
項目	看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっています。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされています。 障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護職員や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。 本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ④
項目	入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること
(回答) 障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。 一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。 また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。 本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬について国に対し要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ⑤
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、必要な職員数が確保できるよう、大阪市としても予算措置を講じること。
(回答) 小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。 本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (22) ⑥
項目	障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。 (回答) 小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。 本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. <C> (23) ①
項目	24 年度報酬改定で支援区分 5、4、3、2 の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査を行い、国に対して制度改善を要望すること。
(回答) 令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (23) ②
項目	リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。
(回答) グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。 本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (23) ③
項目	グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い、大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
(回答) 令和4年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められております。 また、事業所における具体的な対応などについては、令和5年7月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月改訂）が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されております。 障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5. <C> (23) ④
項目	求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。
(回答) 障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和8年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充が行われたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (24)
項目	生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。送迎も利用者支援の一環である。利用者を送迎する時間もサービス提供時間を含めるよう、国に要望すること。
(回答) 指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合には、次のいずれかの基準に適合すれば、送迎加算の算定が可能となっております。 (1) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること (2) 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. < C > (25)
項目	就労継続支援 B 型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。
(回答) 令和 3 年度報酬改定では、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が設けられ、就労継続支援 B 型事業所は、「平均工賃月額」に応じた報酬体系と「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することができるようになりました。 これらの報酬体系は、多様な利用者への対応を行う就労継続支援 B 型事業所の開設につながり、様々な障がい種別の方の選択肢が広がるものであると考えておりますが、サービスを必要とする障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、事業所の安定的な運営の観点から、今後も国の動向を注視するとともに、報酬体系への適切な反映等について、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (26)
項目	自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など1対1で行うものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
(回答) 自立訓練事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。 本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、利用者に必要なよりよい支援の提供が可能となるよう、事業所の適切かつ安定的な運営を図るための職員配置及び報酬単価の設定等を引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. <C> (27)
項目	早川福祉会館点字図書室について、プロポーザル方式をやめ、随意契約とするこ と。
(回答) 早川福祉会館点字図書室運営業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。 早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	5. <C> (28)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。
(回答) 聴覚・言語に障がいのある方々に対するコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、複数の区役所において窓口案内業務のなかで手話通訳者を配置し、全区役所には手話通訳の拠点と遠隔での手話通訳が可能なタブレット端末を設置しております。 また、聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、事業受託団体に手話通訳者の専任者を配置し、手話通訳者派遣業務及び聴言障がい者生活相談業務等を実施しております。 令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること、手話に関する施策を総合的に推進することなどが規定されました。今後の国の動きを注視しながら、引き続き、手話で対応できる市民窓口の充実に向け、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	5. < C > (29)
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>
(下線部について回答) 福祉避難所の設置・運営について、「福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル」に規定のとおり、災害時には必要な物資の調達・確保、看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	5. < C > (29)		
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>		
(下線部について回答) 本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。 介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。			
担当	福祉局	高齢者施策部	高齡福祉課
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定指導グループ）
			電話：06-6208-8026
			電話：06-6241-6310

番号	5. < C > (30)
項目	大阪府と連携して、<u>災害発生時に感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。</u>
(下線部について回答) 災害時避難所においては、感染症の疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることとしており、必要に応じて区災害対策本部より派遣された保健師等の判断のもと、医療機関等への移送を行います。また、福祉避難所とは、一般の災害時避難所では対応が困難であり、避難所生活を送るうえで何らかの特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のことを指し、感染症などから高齢者を避難、隔離させるための施設ではありません。	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	5. ＜C＞（31）		
項目	高齢者福祉分野において、災害や感染症の感染拡大により利用自粛等で減収になった場合、大阪市として補填すること。		
（回答） 介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和6年4月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。 引き続き、本市では、介護施設等の業務継続計画が適切に作成されるよう、集団指導や運営指導を通じて、指導・助言に取り組んでまいります。			
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310

番号	5. < C > (32) (33)
項目	<u>養護老人ホームと特別養護老人ホームについて、体調の悪い介護職員が気兼ねなく休めるよう、大阪市として職員の増員のための財政支援を講じること。</u> <u>養護老人ホームと特別養護老人ホームについて、夜勤の介護職員の体制を強化するため、大阪市として支援策を講じること。</u>
(回答) 社会福祉事業にとって、安定したサービス提供体制や良質なサービス水準の確保は大変重要であり、近年の現状を踏まえた必要な措置費単価の設定等について、国に対し要望を行っているところです。 なお、令和8年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえて、令和8年1月13日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」において、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言が示され、また、令和8年4月9日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」において、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例が示されました。 本市では、当該事務連絡で示された老人保護措置費に係る支弁額等の改定にあたり、単価改定の考え方や実施時期等の詳細を厚生労働省へ確認するとともに、他市の対応状況も調査し、今後の対応を検討しているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	5. < C > (32) (33) (35)
項目	(32) 養護老人ホームと<u>特別養護老人ホーム</u>について、体調の悪い介護職員が気兼ねなく休めるよう、大阪市として職員の増員のための財政支援を講じること。 (33) 養護老人ホームと<u>特別養護老人ホーム</u>について、夜勤の介護職員の体制を強化するため、大阪市として支援策を講じること。 (35) <u>高齢者福祉分野</u>において、人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、大阪市として財政支援を講じること。
(下線部について回答) 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市として、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	5. <C> (34)
項目	特別養護老人ホームについて、利用料等の負担を軽減するため、大阪市として支援策を講じること。 (回答) 特別養護老人ホーム（以下、特養）の利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、段階判定に用いる年金収入等の基準額については、物価や賃金の高騰に伴う年金額の引き上げにより老齢基礎年金（満額）の支給額が引き上げられたことに伴い、令和7年8月から80万9千円以下に、令和8年8月からは82万6千500円以下に改定されております。 大阪市としては、高額介護サービス費受領委任払いを行っており、特養の利用者負担額を高額介護サービス費の上限額を利用料としてお支払いいただく制度があり、利用料の一時的な負担を軽減しております。 また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。この制度についても、高額介護サービス費と同様に段階判定に用いる年金収入等の基準額が物価や賃金の高騰に伴う年金額の引き上げにより老齢基礎年金（満額）の支給額が引き上げられたことに伴い、令和7年8月から80万9千円、令和8年8月からは82万6千500円に改定されております。 さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話 06-6208-8033

番号	5. < C > (36)
項目	報酬改定によって訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業所の閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくため、大阪市として事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して介護報酬の引き上げを強く要望すること。
(回答) 介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が7.8%と全介護サービスの収支差率の2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約2.4%のマイナス改定となりました。 一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。 さらに、令和6年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられました。 さらに令和9年度介護報酬改定を待たず期中改定として、令和8年度介護報酬改定が実施され、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、処遇改善加算に新たな加算区分が設けられ、介護職員について最大6.3%の賃上げが実現する措置が講じられ、介護職員のみならず、その他の介護従業者も処遇改善加算の対象とされたところです。 なお、訪問介護の処遇改善加算については、引き続き他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロでは28.7%、最下位の介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）でも17.0%となっており、特別養護老人ホームの最上位17.6%や、介護老人保健施設の最上位9.7%、通所介護の最上位12.0%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。 本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやFAXでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様にも処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。さらに、令和7年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施いたしました。 また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場	

合は、事業者に対し指導を行い、「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる増収分が、確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。

介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、国に対し要望を行ってまいります。

担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6241-6310

番号	5. < C > (37)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
(回答) 本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのための取組を行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、また、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど、相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。 しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。 本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	5. ＜C＞（38）	
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。	
（回答） 福祉を推進する各種事業において外部委託により実施できるものについては、公募により受託事業者を決定しております。 外部委託により実施するとした各種事業を公募するにあたっては、それぞれの事業を委託により実施するために必要な事業費を適正に算定しております。 また、契約期間については原則として単年契約となりますが、事業継続を必要とする事業については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 号に基づき複数年での契約を行っております。		
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 福祉局 生活福祉部 自立支援課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ） 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（いきがいグループ）	電話：06-6208-7958 電話：06-6208-7959 電話：06-4392-1727 電話：06-4392-1730 電話：06-6208-8060 電話：06-6208-8054

番号	5. <C> (39)
項目	コミュニティソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
(回答) 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。 また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組と併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組を進めております。 今後も事業内容や各区における取組状況などの検証を行いながら、安定した事業実施に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5. ＜C＞（40）		
項目	要介護認定・障がい支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、原因言及性の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。		
（回答） 要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。 要介護・障がい支援区分認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、この間の人件費の上昇等も考慮して事業費を積算するとともに、マーケットサウンディング（市場調査）を実施し、参入しやすい公募条件や法人のアイデア等、事業者の意見をお聞きしたうえで、要介護認定調査業務と障がい支援認定調査業務を一体的に委託することとし、市内 25 ブロック毎に令和 7 年度から 9 年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人と契約いたしました。 今後も事業者等と十分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ）		電話：06-4392-1727
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ）		電話：06-4392-1730

番号	5. <C> (41)
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。
（回答） 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。 平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。 しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者 1 人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。 平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974

番号	5. <C> (42)
項目	生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障害者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。
	(回答) 生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。 また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。 なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	5. <D> (1)
項目	大阪市の放課後対策として児童いきいき放課後事業と学童保育を両輪として拡充していくこと (回答) 大阪市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の取り組みに対する補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。 一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室等を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。 本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、令和7年度から児童の安全と保護者の利便性の向上を図るため入退室管理アプリの導入など、事業内容の充実を図っているところです。 留守家庭児童対策事業については、児童いきいき放課後事業の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を継続しております。 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行い、障がい児受入推進加算補助金等を含め、補助金交付基準の引き上げを行っております。 また、平成29年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っています。
担当	こども青少年局 企画部 青少年課 電話：06-6684-9573・9559

番号	6. (1) ①
項目	大阪市立中学校の3年生が2025月6月に自殺し、「重大事態」として調査していると8月に報じられました。2023年の自死についての「いじめ重大事態」報告書が出された直後でした。大阪市の中学校の不登校は2023年9.61%、2024年9.55%であり約1割で高止まりしています。 大阪市の不登校について横山英幸大阪市長は「令和7年度第2回大阪市総合教育会議」（2025年11月25日）において次の様に問い、教育委員会事務局が答えました。 横山市長…中学校が全国平均より、こう高い理由で、考えられる理由って、何でしたっけ？なぜこう高くなっているのかって、まだ明確になるんですでしたっけ？ 事務局…全国平均を超えている部分についての、あの要因っていうのは、今、あの、しっかりと分析を進めているところではございます。 横山市長…小学校は、ま、善戦というか、中学校…しっかり分析いただいた上でやはり対応していかないといけないのかなと思いますんで、よろしくお願いします。 保護者、教育関係者、市民が心配しています。大阪市はこの事態をどう認識し、教育行政として何が必要と考えているか市民に説明してください。
	（回答） 本市における不登校児童生徒の数は、全国と同様に増加しており、中学校における不登校児童生徒の在籍比率も、小学校と比べて高い状況にあります。 不登校の背景や要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えております。そのため、一人一人の状況や支援ニーズを的確に把握し、実態に応じた支援を行うことが必要であると認識しております。 本市における不登校児童生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざし、不登校が生じないような取組や早期発見に向けた取組を進めるとともに、多様な学習機会の確保など、一人一人の実態に応じた支援に取り組む必要があると認識しております。 そのため、本市では、校内教育支援センター、教育支援センター、学びの多様化学校、オンラインによる支援など、学校内・学校外・オンラインの多様な学びの場を整備するとともに、相談支援や学びの保障を行うなど、児童生徒・保護者・学校を支える切れ目のない支援に取り組んでおります。 今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりに加え、学校と教育委員会、関係機関が連携し、不登校の未然防止及び早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話：06-6208-9174

番号	6. (1) ②
項目	ある学童保育で「何がストレス」と聞かれた小学生は、「経年テスト」と答えました。また、「デジタルドリルばっか!!」と作文を書きました。 保護者からテスト優先の学校に不満の声が上がっていることは、たびたび指摘した通りです。テスト漬け教育を止めることを求めます。
(回答) 「大阪市学力経年調査」等各種調査の目的は、「子どもたちが自分自身の強みをのばすこと」や、「子どもや保護者が学習理解度及び学習状況等を知り、主体的に学習に取り組めるようにすること」「教育の成果と課題を検証し、一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実につなげること」などであり、子どもたちの成長に向けて、有用であると考えております。なお、児童生徒の負担を勘案して、令和8年度より社会及び理科の経年調査は実施しないことにしております。 今後も、各種調査の実施においては、調査結果を踏まえた教育のPDCAサイクルの確立に向けて取組み、学習指導の充実や学習状況の改善に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (2) ①
項目	「学校適正配置の適正化の推進のための指針」(2025 年 4 月) は、「保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。」としている。保護者や地域住民等を否定する指針を廃止すること。
(回答) 条例を改正する以前は、統合にあたって、P T A 役員や地域関係者等から構成される協議会等を設置し、その協議会等において統合を承認することとしていました。そのため、P T A 役員や地域関係者の責任や負担の増大、協議の長期化等が課題になっていました。 これらの課題について、行政の責任で公平かつ持続的に運用していくため、令和 2 年 4 月に条例を改正施行しました。 また、計画案の作成にあたっては、地域関係者や P T A 役員等から、ご意見をお伺いしたうえで住民説明会を開催するなど、丁寧な説明や意見聴取に努めているところです。適正配置の取組を進めるにあたっては、学校適正配置検討会議を開催し、地域関係者や P T A 役員等からご意見を伺い、校章や校歌などを決定しております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	6. (2) ②
項目	<u>小学校 6 年生だけを、校地の離れた中学校校舎に通学させる、佃中学校区の統廃合計画を撤回すること。</u>小規模で豊かな小学校教育が行われている、玉津中学校区の統廃合計画を撤回すること。
(回答) (下線部について回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 学校配置の適正化に取り組む中で、当該地域においては 1 小 1 中となることからこの地域特性を活かし、より小中一貫した教育に取り組むものとして小学校 6 年生が中学校校舎において学ぶことについての検討をしているところです。 学校配置の適正化につきましては、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととされており、区役所としましては教育委員会事務局と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。	
担当	西淀川区役所 保健福祉課（こども福祉グループ） 電話：06-6478-9940

番号	6. (2) ②
項目	小学校 6 年生だけを、校地の離れた中学校校舎に通学させる、佃中学校区の統廃合計画を撤回すること。<u>小規模で豊かな小学校教育が行われている、玉津中学校区の統廃合計画を撤回すること。</u>
(回答) (下線部について回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」(以下、「審議会」という。)からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでおります。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取り組みを進めております。 玉津中学校区にある小学校では全学年でクラス替えができない規模の学校が複数校あるなど、小規模化が顕著であり、教育環境の整備が必要な状況であることから、例規に基づき、学校配置の適正化に向けた取り組みを進めております。	
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9119

番号	6. (2) ③
項目	多人数の学級が多い都道府県ほど、生徒の地震は下がる傾向であり、「事故効力感」（地震のようなもの）が全国一低いのが大阪府です。全国の自治体で独自の少人数化が行われていますが、大阪府・市は行いません。政令市の中で少人数学級化の施策がないのは大阪市だけです。<u>ゆきとどいた教育をすすめるため、幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、直ちに中学校全学年の 35 人学級、幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。さらに、幼・小・中学校の 20 人学級を実現すること。</u>
	（下線部について回答） 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和 2 年 4 月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和 6 年 3 月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和 7 年 4 月に条例を改正しました。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級については、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級 35 人を標準とし、令和 7 年度より全学年で 35 人を標準として学級編制を行っております。 中学校及び義務教育学校後期課程についても、令和 8 年度から標準が 1 学級 40 人から 35 人に引き下げられ、令和 10 年度までに段階的に進めていくこととされており、令和 8 年度は中学 1 年生について、35 人を標準として学級編制を行っております。 学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	6. (2) ③
項目	多人数の学級が多い都道府県ほど、生徒の自信は下がる傾向であり、「自己効力感」(自信のようなもの)が全国一低いのが大阪府です。全国の自治体で独自の少人数化が行われていますが、大阪府・市は行いません。政令市の中で少人数学級化の施策がないのは大阪市だけです。ゆきとどいた教育をすすめるため、<u>幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。</u>大阪市の独自措置で、直ちに中学校全学年の 35 人学級、<u>幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。</u>さらに、<u>幼・小・中学校の 20 人学級を実現すること。</u> (回答) (下線部について回答) 市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしています。 また、1 学級の定員については、現在、幼稚園の 4、5 歳児は 35 人、幼稚園型認定こども園の 4、5 歳児は 30 人と定めているところですが、幼稚園設置基準が「1 学級の幼児数は 30 人以下を原則とする」と改正され、施行期日が令和 8 年 4 月 1 日から（ただし、令和 14 年 3 月 31 日までは、従前の例によることができる。）とされたことを受け、市立幼稚園における利用定員の見直し時期について検討を進めているところです。 今後も引き続き、市立幼稚園等の果たすべき役割や在り方について検証しながら個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、方針を決定してまいります。
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8165

番号	6. (3) ①
項目	就学援助制度の所得基準額（制限）をなくすこと、または抜本的に所得基準額を上げること。入学準備補助金を増額すること。
(回答) 就学援助制度は、「教育基本法」第4条に定められる教育の機会均等の理念達成のため、「学校教育法」第19条に基づき経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資するために設けられた制度です。 就学援助の認定については、所得基準を用いて行う所得審査のほか、「児童扶養手当受給」、「国民年金保険料減免」、「国民健康保険料減免」など、12 項目の要件を用いて審査を行っています。 所得審査にかかる所得基準については、算定根拠が明確となるよう生活保護基準額に基づいて算出しており、今後も適切に対処してまいります。 また、入学準備補助金については、令和8年度からは、国の補助単価に合わせて小学校第1学年（義務教育学校第1学年）には64,300円、中学校第1学年（義務教育学校第7学年）には81,000円を支給しています。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	6. (3) ②
項目	修学旅行費、林間・臨海学習費、校外活動費は無償すること。
(回答) これまでも、保護者負担の軽減に努めてきておりますが、現状において学校の教育活動を通じて子どもたちに直接還元される行事に係る修学旅行費、林間・臨海学習費、校外活動費などは、保護者の方に負担いただいております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	6. (3) ③
項目	学校教材費は無償とすること、学用品は備品とすること。
(回答) これまでも、保護者負担の軽減に努めてきており、学校において日常使用する消耗品や備品の購入経費などについては公費で負担することとしております。本市の財政状況も考慮しつつ、保護者負担の軽減に向けて努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	6. (3) ④
項目	自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。
(回答) これまでも、保護者負担の軽減に努めてきておりますが、学校において日常使用する消耗品や備品の購入経費などについては公費で負担することとしております。一方、現状において学校の教育活動を通じて子どもたちに直接還元される教材や修学旅行費などは、保護者の方に負担いただいております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	6. (4) ①
項目	「エンパワーメント」について、スクールアドバイザーによる授業参観、研修会等の訪問回数を学校規模にかかわらず一校あたり年間「20 回」としていることは、学校現場において業務上の大きな負担になっている。スクールアドバイザーの訪問回数を減らすこと。また各学校「20 回」という条件を緩和し、学校規模や各学校の状況に応じて訪問回数を調整できるようにすること。
(回答) 「ティーチング・エンパワーメント事業」におけるスクールアドバイザーの訪問は、「各学校の実態に応じた柔軟な支援」を行うこととしております。訪問の回数については、各学校の状況に応じて柔軟に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (4) ②
項目	各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。加えて、「ティーチングエンパワメント事業」（2025 年度までは「学力向上支援チーム事業」）により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には 6～8 ページ程度（約 5000 字～約 7000 字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。 加えて、若手研修や行政区内の研究授業が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。 前日の就業から翌日の始業まで「11 時間以上」の休息時間を取ることを使用者に義務付ける「勤務間インターバルタイム」について、人事院は 2024 年 3 月 29 日「勤務間のインターバル確保について」（令和 6 年 3 月 29 日職職—78・人事院事務総局職員福祉局長発）の通知を出し、「勤務間インターバルタイム」を各府省の努力義務とするための人事院規則の改正を交付しました。この規則改正は 2024 年 4 月 1 日から施行されている。 大阪市教育委員委員会の「第 2 期 学校園における働き方改革推進プラン」では「1 か月の時間外勤務時間が 45 時間を超えない。1 年間の時間外勤務時間が 360 時間を超えない等」の方針を示している。 教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている。「ティーチングエンパワメント事業」によるスクールアドバイザーの若手教員の授業指導、及び年 2 回行われる「効果検証授業」のときに作成する授業指導案は、必ず略案（1～2 ページ程度）にすること。
	（回答） 「ティーチング・エンパワーメント事業」の効果検証におけるスクールアドバイザーの授業参観による授業改善に向けた支援においては、学習指導案を略案にする等、対象教員の負担の増加とならないよう留意しながら、教員の授業力向上に取り組んでまいります。
担当	教育委員会事務局 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (4) ③
項目	【令和 8 年度「ティーチングエンパワメント事業」実施要項】において、年間 2 回の「効果検証」の「スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を…重点的に受け効果検証の対象とする教員(以下「対象教員」…)を経験年数の浅い教員や講師を中心に 1 名選出」(P4) とあるが、教育職給料表(2)「1 級」にあたる講師が正規(本務)教員と同じ授業を行う「効果検証」の「対象教員」になる法的根拠はないはずである。講師を絶対に「対象教員」にしないこと。 そもそも「ティーチングエンパワメント事業」の「効果検証」が「経験年数の浅い教員」正規(本務)教員のみを対象に実施できないような事業であるなら、事業そのものが大きく破綻している。「ティーチング・エンパワメント」事業の「効果検証」を廃止すること。
	(回答) 「ティーチング・エンパワメント事業」においては、講師を含めた教員の授業力向上を支援しております。 また、効果検証については、本事業における支援の効果の把握を目的として実施しており、各学校の状況に応じて負担の増加とならないよう取り組んでまいります。
担当	教育委員会事務局 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (5) ①
項目	障害者権利条約の趣旨にのっとり、障がいのある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現する多めの基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。本年度の特別支援学級在籍数・設置数、通級による指導利用数・担当教員配置数（そのうち兼務教員がある場合はその数）について、説明を求める。
(回答) 本市では、従来より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。 共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、教育委員会としましても、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。 令和8年度小・中学校及び義務教育学校における特別支援学級在籍児童生徒は、12,270名、特別支援学級設置数は2,310学級、通級による指導を受けている児童生徒数は4,278名となっております。また、通級による指導における担当教員の配置については、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6.(5)②
項目	特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特に、通級による指導を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。学びの場に関する保護者からの相談あたっては、各学校の取り組み状況を尊重しつつ、市教委での相談窓口の設置や、保護者向けの説明会を行うこと。
(回答) 本市では、これまで、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。 保護者様からの相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の相談員等が、電話や来所による相談に応じております。 また、毎年、障がいのある子どもの就学・進学についての「保護者講座」等を実施するなど、本市特別支援教育に関する情報提供にも努めております。 今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育の推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6.(5)③
項目	特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022 年 4 月 27 通知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。
(回答) 特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場に関しましては、各学校より提出される特別支援教育体制に関する資料や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け文科初第 756 号）等の通知や、令和 3 年 6 月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ④
項目	これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。とりわけ、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきた。そのことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
(回答) 本市では、これまで、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。 引き続き、特別支援学級における児童生徒の発達に応じた教育実践をすすめるとともに、通常学級での交流及び共同学習での実践など、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、一人ひとりの障がい状況に合わせた特別支援教育の充実が図れるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑤
項目	次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。 (回答) 特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場に関しましては、各学校より提出される特別支援教育体制に関する資料や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。 教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑥		
項目	特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。特別支援学級の複式学級編制について、本年度の状況について説明を求める。 (回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、特別支援学級について、1学級の標準が8人と定められています。 また、特別支援学級在籍児童生徒の教育課程につきましては、特別の教育課程も含め、一人ひとりの児童生徒の障がいの状況に応じ各学校が編成を行うこととなっており、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。 特別支援学級編制につきましては、大阪府、堺市と同様に特別支援学級に在籍する児童生徒に対してきめ細やかな対応が可能となるため、令和8年度より、障がい種別ごとに同学年の児童生徒で編制することを原則とし、できる限り少ない個数の学年で編制することといたしました。その結果、本市の特別支援学級は増加しております。 今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育の推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。		
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114	
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009	

番号	6. (5) ⑦		
項目	特別支援学級の1学級あたりの子どもの数が6人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。特別支援学級定数について、国に対し、大阪市として改善を要求すること。		
(回答)			
公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、特別支援学級について、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。			
学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。なお、本市では特別支援学級の学級編制の標準について、特別支援学校と同等の標準に改善することを国に働き掛けるよう大阪府に要望しています。			
教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。併せて、定数改善を国へ要望してまいります。			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当
			電話：06-6208-9114
			電話：06-6327-1009
			電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑧
項目	通級による指導の「自校通級」による開設から「巡回通級の拡充」への方針転換を撤回のうえ、通級による指導担当教員を全校に配置すること。通級による指導を利用する児童・生徒が 13 人に満たない場合も、通級担当教員の専任配置を当該校に行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
(回答) 通級による指導につきましては、国の基礎定数化により対象となる児童生徒が 13 名を超えると教員 1 名が配置されることが決定されたことを踏まえ、担当教員の配置が難しくなる学校については、他都市で実施している「巡回による通級」を、本市でも令和 8 年度より実施しております。本市では、「通級による指導」の全校開設を令和 10 年度をめどに、効果検証を重ねながら円滑な拡充に向け取り組んでまいります。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6.(5)⑨
項目	巡回通級を実施した場合の教員の勤務条件についての問題点を精査のうえ直視し、巡回ではなく自校通級の開設を行うこと。
(回答) 通級による指導の対象となる児童生徒は通常学級籍であり、日常的には学級担任や教科担当が指導していきます。通級による指導では、発達障がい等による学習上・生活上の困難を改善するための特別の指導を、部分的に通級担当教員が実施します。 在籍する学校で通級による指導を受けることができる「自校通級」については、研修や巡回指導等を実施することで、校内の指導支援体制を充実させ、同時に効果検証を重ねながら精査、拡充してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑩
項目	通級担当教員配置について、国庫負担の不足分については大阪市として事業化するなどの措置をとり、教員配置の維持、拡充を行うこと。通級による指導担当教員の配置定数について、国に対し、大阪市として改善を要求すること。
(回答) 通級担当教員の配置については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6.（5）⑪		
項目	障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。		
（回答） 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、障がいのある子どもの学びの充実における重要な役割を担っていると認識しております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (5) ⑫
項目	特別支援教育サポーターの増員をすること。
(回答) 特別支援教育サポーターにつきましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き適切な配置に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑬		
項目	<u>特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。</u>		
(下線部について回答) 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級については、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、令和7年度より全学年で35人を標準として学級編制を行っております。 中学校及び義務教育学校後期課程についても、令和8年度から標準が1学級40人から35人に引き下げられ、令和10年度までに段階的に進めていくこととされており、令和8年度は中学1年生について、35人を標準として学級編制を行っております。 なお、特別支援学級については、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。 また、定数配置による教員に加え、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等を行う「特別支援教育サポーター」を配置し、各校の支援体制の充実を進めているところです。			
担当	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当
	教育委員会事務局	総務部	学事課
			電話：06-6327-1009
			電話：06-6208-9114

番号	6. (5) ⑭
項目	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
(回答) 各校園における特別支援教育体制の構築にむけて、特別支援教育に関する巡回指導や教員に対する特別支援教育研修を実施しております。 巡回指導では、障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、令和7年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、特別支援教育士の6領域体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。 また、医療的ケアが必要な子どもの在籍する各校園に対し、看護師の配置・訪問を行っております。 今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育の推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑮
項目	感覚過敏や嚥下の困難さなど、食に関する配慮の必要な子どもに適切かつ<u>安全に給食が提供</u>されるようにしてください。
(下線部について回答) 市内すべての大阪市立学校では「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6.（5）⑩ア		
項目	特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。		
（回答） 特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。 また、通級による指導を行う教室においても障がい状況に応じた教室の整備に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	電話：06-6208-9097	
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009	

番号	6. (5) ⑩イ
項目	通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
(回答) 通級による指導については令和 5 年度から令和 8 年度にかけて 305 校を開設し、令和 10 年度をめどに全校開設に向けて順次拡充していく予定です。また、令和 8 年度は既開設校には日常運営費が、新規開設校には環境整備を含めた運営費がそれぞれ配当されております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ⑰
項目	大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
(回答) 大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。 大阪市教育局委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6.(5)⑱
項目	障害児教育に携わる教職員の専門性の必要に鑑み、特別支援学級担任・通級による指導担当教員に対して、教職員給与特別措置法で示される「給与の調整額」を支給すること。
(回答) 給料の調整額につきましては、養護学級(現：特別支援学級)に在籍する児童・生徒に対する教育は、学校全体で取り組まれており、養護学級担当教員の勤務条件のみが著しく特殊であるとは言い難く、これに対して給料の調整額を支給することは、他の教員との均衡を欠くものであるとの判断から、平成 18 年 4 月より廃止されております。 今後とも、国や他都市の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6.(5)⑭
項目	障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちに解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
(回答) 教育委員会におきましては、「大阪市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。 引き続き、相談等があった場合に、相談内容に関係のある部局と連携を図り、的確に対応を行うよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ㊹
項目	<u>障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。</u>全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、<u>学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等</u>による学校教育の充実を進めること。
(下線部について回答) 「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。 また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。 学力調査やテスト等を実施する際には、合理的配慮に基づき、個々の実態に合わせて柔軟に対応しております。 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級については、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、令和7年度より全学年で35人を標準として学級編制を行っております。 中学校及び義務教育学校後期課程についても、令和8年度から標準が1学級40人から35人に引き下げられ、令和10年度までに段階的に進めていくこととされており、令和8年度は中学1年生について、35人を標準として学級編制を行っております。 学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。 また、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (6) ①
項目	中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
(回答) 中学校給食は、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」に令和元年度２学期で移行が完了いたしました。 また、現在は中学校においても小学校と同じ食器を使用しております。食器の改善につきましては、財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございましたが、引き続き必要に応じて検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ②
項目	安全・安心な学校給食を実施するため、自校直営方式を堅持すること。当面、不祥事が続いている民間委託業者については、即時撤退をさせること。
(回答) 本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、210校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。 委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。 民間委託事業者に対する指導・監督の徹底などにより、途切れることなく学校給食を提供するとともに、学校給食調理業務委託の民間事業者の総合評価一般競争入札における選定基準や契約内容等の整理・検討を進め、今後も引き続き、「安全・安心でおいしい給食」が効果的・効率的に実施できるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ③		
項目	<u>給食調理業務に必要な施設設備については、老朽化を考慮し、年次的な調査を行い、改修・改善に向け早急に対処すること。また、給食室への空調設備の設置を早急に実施すること。</u>		
(下線部について回答) 給食室の機器更新については、機器状態や各校の食数等に応じ、計画的な更新に努めています。今後とも、学校状況に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。 給食調理室への空調設備の設置については、建設工事市場の状況等から全校への設置を一斉に進めることは困難な状況であるため、段階的な整備手法を基本に早期の整備をめざして、校舎の建て替えに伴い新設する給食調理室に空調設備を設置していくことや、令和8年度は既存の給食調理室のうち18校に空調設備を設置する予定となっています。			
担当	教育委員会事務局	総務部	施設整備課
	教育委員会事務局	指導部	保健体育担当
			電話：06-6208-9063
			電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ④
項目	食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。
(回答) 大阪市の農業は、全農家戸数 909 戸、全農地の総面積が約 76. 4ha (『大阪市都市農業振興基本計画』より引用) という状況において、近郊からの野菜で日々約 18 万食分の必要量をまかなうことは非常に厳しい現状にあります。府下を含めましても、必要量の安定的確保や流通上の問題等で大変難しい面がございます。 また有機野菜においても同様に流通量が限られており、必要量を安定して確保するには困難な状況にあります。 本市としましては、こうした現状の中にありながらも、食材につきましては国産を基本とし、きゅうり・こまつな・きくなどについては地場産物の食品を活用しております。その他「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんを給食実施単位である区単位で順に給食で使用しております。 今後も、地場産の食材の更なる取り入れについて検討するとともに有機野菜に関する情報収集に努めて参ります。 また、本市の学校給食に使用する食材は、生産量や価格といった流通の事情により外国産食材である場合もございますが、基本的には国産食材を調達するよう努めております。学校給食用パンに使用されている小麦粉は、アメリカ・カナダ・オーストラリア・日本の 4 か国の小麦粉をブレンドしたのですが、輸入時と購入時の二度にわたる検査において残留濃度が基準以下であることを確認するなど、安全性の確保につとめております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ⑤
項目	ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
(回答) 学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器（お椀）、小食器（お椀）がありますが、その日の献立により各学校で使用食器を決めております。 食器の改善や種類の多様化につきましては財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ⑥
項目	食物アレルギー対応システムについては、保護者・学校がより分かりやすい形式への変更を行うこと。また、除去食をより安全に提供する為に、中学校で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。併せて、米粉パンの導入についても検討を進めること。
(回答) 食物アレルギー対応システムについては、昨年 11 月からの試行期間を経て、令和 8 年 4 月より全校で本格運用を開始しました。今後も食物アレルギー対応全体会議などを通じて寄せられる保護者・学校からの意見等を踏まえ、より分かりやすいシステムとなるようシステム事業者と調整を進めてまいります。 アレルギー対応につきましては「食物アレルギー対応の手引き」を整備し、アレルギー対応の除去食は、誤食・誤配防止のため除去食用（ピンク色）食器に盛り付けることとしております。食器に盛り付けた状態では、親子給食の子校となる学校への配送に適さないため、個別対応容器を使用しているものです。また、より多くの児童生徒が喫食可能な給食の提供にむけ、使用食材や献立の作成において、引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (7) ①
項目	就学時健康診断は市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。就学時健康診断後には各校へのアンケートを実施すること。また、次年度の実施に向けて現場への負担軽減策を示すこと。
(回答) 就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校に協力いただきながら実施しております。 本健診につきましては、就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。 学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえすと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えておりますが、各校の負担について、その軽減が図られるよう、教育委員会として引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (7) ②
項目	養護教員の複数配置校を拡大すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
(回答) 養護教諭の複数配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、令和8年度においては、小学校で児童数834名以上の学校、中学校で生徒数784名以上の学校が対象となっております。 このほか、心身の健康を害している児童生徒に対して、その回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところです。 その他、これまでも年度ごとに全体の定数状況を見極めながら、課題のある学校等に対し、可能な限り複数配置に努めております。 各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (7) ③
項目	<u>子どもの命と心の安全安心にかかわる設備として、全ての学校で保健室と教室間、講堂(体育館)、格技室をつなぐインターフォン(内線電話)を設置すること。インターフォン設置が困難な場合には他の連絡手段を導入すること。</u>
(下線部について回答) 校舎が建設された年代によっては、職員室と各室をつなぐ仕様となっているため、保健室と教室間の内線通話が出来ない場合があります。その場合は、職員室を経由した連絡方法で運用をいただいている状況です。また、現状では講堂、格技室に内線電話は設置されておりません。 子どもの安全安心を考慮し、校舎新築工事や大規模改修工事を行う際には、保健室と教室間、講堂、格技室をつなぐ内線電話の設置に向けた検討を行う方針としております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9153

番号	6. (7) ④
項目	外国からの編入児童増加対応として結核健康診断精密検査時の実施場所および日程を増やすこと。
(回答) 文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等に対して、入学時又は転入時に結核に関する精密検査を受けるよう促すこととなっておりますことから、教育委員会として、実施しているところとなりますが、昨今の外国からの編入児童が増加していることを踏まえて、拠点校の数を増やすなど円滑な結核健康診断精密検診の実施に向けて研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (7) ⑤
項目	外国からの編入児童への健康保障として、結核健康診断や心臓検診、その他の健康診断について多言語に対応した、保護者への説明文書を整備すること。
(回答) 定期健康診断における保護者への説明文書については、外国からの編入児童が増加している実情を踏まえて、各学校にて対応しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (7) ⑥
項目	心臓検診事前準備にかかる個票作成事務をデジタル化すること。
(回答) 検診業者固有の様式となりますので、児童生徒の氏名については差し込み印刷等に対応しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	6. (8) ①
項目	生理休暇は、年間の回数制限を設けないこと。生理休暇を3日に戻すこと。
(回答) 生理休暇については、年間の回数制限は設けておらず、有給の期間が1年を通じて13回以内となっております。 今後とも、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ②
項目	短期介護休暇は『2週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
(回答) 短期介護休暇の取得条件については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ③
項目	産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。
(回答) 講師等の配置については、できるかぎり速やかな配置に努めておりますが、全国的に講師不足の中で、病気休暇等の代替講師の配置等、特に年度途中における配置は、講師登録者が既に他の地方自治体の講師や他の職業に就かれている事情もあり、その確保はさらに困難となっているのが現状です。 令和8年度につきましても、講師確保の観点から、4月～9月の産育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より配置を行っております。 また、令和6年度より「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭の配置）」を新たに導入しました。本制度では、産休・育休等による年度途中の欠員を補充するため、法律に基づく教員定数に加えて、市独自に本務教員を採用し、年度途中に欠員が発生した場合の代替教員（特別専科教諭）として配置することで、年度途中の教員不足を抜本的に解消することを目的としております。 教育委員会では、講師の確保に向けて、講師登録会の休日・夜間の開催や、地下鉄主要駅でのポスターの掲示等のさまざまな方策についても引き続き講じております。 さらに、令和6年度からは、講師登録者数の増加を目指し、地下鉄中吊り広告の掲出や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を開始するなど、取組みを強化しているところです。 代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ④
項目	児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
(回答) 産休・育休にかかる代替講師の配置に際しては、各学校の実情に合わせて適切な引き継ぎ期間を確保できるよう努めております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑤
項目	妊娠・出産にかかわる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
(回答) 女性職員の妊娠、出産・育児に関わる休暇・休業制度については、「出産・子育てのための各種ガイドブック」を作成し、周知に努めているところです。 今後とも、管理職への周知徹底を行っていきたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑥
項目	妊娠・出産に関わる1か月未満の病気休暇の場合にも、代替者を配置すること。
(回答) 産・育休取得予定者の代替講師については、前倒しして配置を行うことで、可能な限り年度途中で欠員が生じることがないように対策を講じているところです。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑦
項目	ア. 妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。 イ. 制度があるのに講師が配置されないため、妊産婦は大きな危険にさらされている。早急に解決を図ること。
(回答) 妊娠者の体育実技軽減講師の配置については、今後も引続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (8) ⑧
項目	感染症の防止の観点から妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること。
(回答) 妊娠中の女性職員については、令和2年5月に「妊娠中および出産後の職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正に伴い、医師等の指導に基づく校務分担の見直し等の措置又は通勤緩和による勤務時間の短縮や、テレワーク制度による在宅勤務等の活用により、妊娠中の女性教職員の母性健康管理の措置を適切に行うよう通知を行っております。 また、その指針の適用期限が延長され、その趣旨を踏まえ、引き続き妊娠中の女性教職員の母性健康管理の措置を適切に行うよう各校園長に通知しております。 今後とも給与・勤務条件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑨
項目	ア. 不妊治療の日数に制限を設けないこと。 イ. 不育症治療のための休暇を創設すること。
(回答) 不妊治療にかかる勤務条件につきましては、令和2年4月1日に導入した無給の不妊治療職免を令和4年4月1日より、有給の出生サポート休暇として制度改正し、最大10日まで取得できるよう拡充しております。 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑩
項目	定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けること。
(回答) 現在、大阪市の定期健康診断は法定項目に基づき実施をしております。婦人科検診は診察・検査の実施に非常に専門性の高い検査を含むため、通常健康診断とは分けられて実施されることが一般的です。現状では定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けることについて、法律上根拠規定がなく、経済面・運営的からも導入は難しいことから、婦人科検診については自己の健康管理の一環としての受診が原則となっております。 今後、引き続き国や他都市の動向なども踏まえながら、適切に検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9139

番号	6. (9) ①
項目	学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。「産育休の代替は本務事務職員の配置に見合う手立てをすること」
(回答) 学校事務職員の採用につきましては、今年度も引き続き行う予定となっております。 複数配置につきましては、基本定数のほかに大規模加配や就学援助加配など標準法に基づく複数配置を行っております。しかしながら、標準法を超えた学校事務職員の配置につきましては、困難な状況でございます。 産育休も含め、欠員に対する配置につきましては、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、欠員が生じないよう適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ②
項目	学校事務職員に職制を導入しないこと。
(回答) 学校事務職員の職制導入につきましては、必要性等を精査のうえ、適宜適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ③
項目	市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
(回答) 共同学校事務室において実施する業務については、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、各グループの実態に応じて実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ④
項目	臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。
(回答) 本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。 当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (9) ⑤
項目	学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。
(回答) 令和5年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。 今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。 また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (10) ①
項目	常勤講師の労働条件の悪化は「講師の不足」にも影響している。教職員の人員不足が発生する原因となっており、学校現場の大きな負担になっている。直ちに常勤講師・非常勤講師・会計年度任用職員の待遇改善を行い、働きやすい環境を整えること。
(回答) 講師の待遇については、本務職員との均衡を考慮しつつ、令和2年度より最高号給の引き上げを行ったところです。 しかしながら、全国的な教員（講師）不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (10) ②
項目	給特法等一部改正法附帯決議は、「臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。」とした。 国会質疑の中で、文部科学省は「常勤職員と同等の職責の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けに行ったりすることは改めるべき」と答弁を行っている。また、臨時的任用教員の処遇については、文部科学省は国会において、24 の自治体（政令市含め）で教職員給料表の「2 級」適応していると明らかにしている。常勤講師（臨時的任用・任期付採用）は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、子どもの看護など保健室の校務、日々の給食の管理やアレルギー対応などの栄養指導に関する校務、教科の担任、校務分掌の責任者（長）を担当するなど、正規教職員と同じ職務を担っている。「同一労働・同一賃金」に基づき、講師の給料表を速やかに「2 級」にすること。
	（回答） 常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、令和2年度より引き上げたところでございます。 常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (10) ③
項目	地方公務員法第 15 条「能力の実証」が試され済みの現職講師の教職経験が正当に評価される教員採用制度にすること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第 1 次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしており、令和 8 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、同特例を活用した合格者が全体の約 4 割となっております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ④
項目	現職講師の試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑤
項目	大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑥
項目	文部科学省「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」（令和5年5月31日）により、2025年度採用「教員採用選考テスト」が6月から実施されることになった。5月～6月は学校現場で働いている現職講師にとっては、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考テスト」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考テスト」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について5月～6月の繁忙期避けて行うこと。また、「大阪市現職講師特例」などで受験する現職講師が、土曜参観や（春の）運動会などの学校行事などが、面接日と重なった場合の日程変更ができるようにする措置をとること。
（回答） 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑦
項目	文部科学省通知「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。正規教職員と同じ勤務をしている、現職講師の「教員採用選考テスト」の負担軽減のため、2021年度（令和3年度）採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」の教員採用選考制度を復活させること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑧
項目	文部科学省通知の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率を大幅に上げるとともに、「能力の実証」（地方公務員法 15 条）済の、経験豊富な現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第 1 次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきまして、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10) ⑨
項目	非常勤講師の報酬額を、「授業 1 時間につき 3,110 円」を 5,000 円以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も「授業時間」とすること。
(回答) 非常勤講師の報酬につきましては、令和 7 年 2 月には、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり 2,920 円から 3,010 円に、令和 8 年 2 月には、3,110 円に増額改定を行ってきたところです。 なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」や、各学校が設定する週当たりの授業時数、1 単位時間などを鑑み、学校毎に上限時間を設定してまいります。 引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (10) ⑩
項目	近年不足している臨時講師を確保するため、10 月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市で現職講師として働いている定数内講師を、次年度の 4 月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。
(回答) 現職講師については、学校園における産休・育休取得者の代替要員等として、年度末までご勤務をいただいていることから、採用を前倒ししての勤務は難しいと考えますが、引き続き、講師不足解消のために、あらゆる方策を検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7.（1）①⑨			
項目	公衆衛生の見直しについて ① 大阪市内に1か所しかない保健所のあり方の見直しを要望します。区ごとの保健所を増設し、公衆衛生分野の予算を増額してください。 ⑨ 緊急時に府民の命と暮らしの救済に応えられる公衆衛生分野の職員配置をしてください。この間の新型コロナ対策で人材不足が起こるたびに、外部委託に頼る場当たりの対応に終始し、医療の基本的知識を理解できていないスタッフの対応で医療現場は混乱を極めました。この事態を打開するためには、保健所職員など公衆衛生分野の市職員を増やすことが必要です。危機管理を経験し教訓を蓄積した人材は今後の大阪市の医療・公衆衛生行政の力に必ずなります。保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めます。今後の新興感染症の拡大に備えるためにも、大阪市の保健所を増設してください。また、当面は各区の保健福祉センターの体制を強化してください。			
（回答） 本市では、平成12年度から1保健所24保健センター、平成15年度からは1保健所24保健福祉センターとする地域保健体制のもと、広域的・専門的・技術的支援は保健所、市民に身近な保健サービスの提供は各区保健福祉センターが担い、機能分担、相互連携により保健衛生事業を総合的・効果的に実施しております。 今後も保健所と各区保健福祉センターとの役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。 公衆衛生分野の強化の一環として、保健所を兼務し、平常時はアウトリーチをはじめとした各種地域保健活動に従事し、非常時には速やかに保健所に参集する保健師（健康危機管理担当保健師）を各区に配置するなど、令和4・5年度で各区保健福祉センターの保健師を合わせて50人増員しています。 また、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定し、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止をはじめとした感染症危機等への対応可能な保健所体制等の構築に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。				
担当	健康局	健康推進部	健康施策課	電話：06-6208-9951
	健康局	大阪市保健所	管理課	電話：06-6647-0660
	健康局	大阪市保健所	感染症対策課	電話：06-6647-0656

番号	7. (1) ②
項目	移転後の保健所はいつから運用を始めますか。また移転後の保健所の特徴や機能、充実したことはなんですか。
(回答) 移転後の保健所は、令和8年9月24日から運用を開始します。 移転後の保健所には、将来の大規模感染症等に備えた物品の備蓄スペースのほか、有事の際に機能転換することが可能な会議室、ホールなどを確保しています。	
担当	健康局 大阪市保健所 管理課（移転の進捗状況に関すること） 電話：06-6647-0660 健康局 大阪市保健所 管理課（業務執行体制に関すること） 電話：06-6647-0641

番号	7.（1）③		
項目	移転後の保健所は市民向けの視察や講座など市民に開かれたとりくみを検討・計画されていますか。		
（回答） 4階のホールでは市民向け講演会等や事業者向け衛生研修を開催するほか、1階のエントランスホールでは、健康パネル展やデジタルサイネージにより保健衛生情報を発信するなど市民の方への健康啓発の場として活用します。			
担当	健康局	大阪市保健所	管理課（移転の進捗状況に関すること） 電話：06-6647-0660
	健康局	大阪市保健所	管理課（業務執行体制に関すること） 電話：06-6647-0641

番号	7. (1) ⑤
項目	大阪市の公衆衛生研究所として、環境科学研究所の機能を元に戻してください。当面府立大阪健康安全基盤研究所の機能強化と研究者の増員・研究予算の増額、検査機器の増設を行ってください。
(回答) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成 29 年 4 月、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し発足しました。令和 5 年 1 月には分散する二つの施設を一元化し、最新の試験検査機器等の整備や人材の集積による検査能力の強化、研究の高度化など、ハード・ソフト両面での機能強化を図ってきたところです。 本研究所は大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象に積極的に対応してまいりました。また、行政機関等へ科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に貢献しております。 今後も、法人の検査・研究業務に必要な人員を確保し、公衆衛生分野における高度な知見を有する人材の育成、養成に取り組むとともに、健全な財務運営を確保し業務を充実させるよう予算編成を行ってまいります。	
担当	健康局 総務部 総務課（独立行政法人支援グループ） 電話：06-6208-7367

番号	7. (1) ⑥
項目	公衆衛生医師・保健師・検査技師等の専門職の大幅な増員、公衆衛生分野で働く事務職員を増やすなど公衆衛生分野の強化を行ってください。
(回答) 令和6年3月に策定された「新・市政改革プラン」において、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないとされています。 今後も円滑な業務執行体制を確立するため、所属マネジメントを適切に行いながら適正な要員配置に努めてまいります。	
担当	健康局 総務部 総務課（総務グループ） 電話：06-6208-9921

番号	7. (1) ⑦
項目	<u>大阪市感染症予防計画について、検査能力の大幅に引き上げとともにそのための検査機器の増設、人員を増員するなど充実させ、すみやかに実行してください。また、感染症流行時には市民等に対し、速やかに正しい情報を発信するとともに、フェイク情報を監視・取り締まる体制を取ってください。</u>
(下線部について回答) 新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定しました。 「大阪市感染症予防計画」においては、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めることとしています。 この計画に基づき、これまでの新型コロナ対応において培ってきた、府、他の市町村、医療機関、医療関係団体、高齢者施設等とのネットワークが今後も有効に機能するように連携に努め、行政、施設、市民等が感染症への対応力向上につながる取組みを進めるとともに、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止に取り組んでまいります。	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	7. (1) ⑧
項目	新型コロナウイルス感染症対策の公的な教訓を生かし、新型感染症発生時の検査センター、公的な発熱外来センターの設置計画を求めます。 国の長年の医療政策により、医療現場は人手が不足しており、特に医師・看護師不足は深刻な状況です。また、都市部の小病院・クリニックは設備上の事情から感染症対策ができない設備的な条件もありました。そうした中で、自院では発熱者対応が難しい医師でも、公的な検査・発熱外来センターが設置された折には、地域医療に少しでも貢献するため出務をこばまない医師など、医療スタッフは少なくありませんでした。急激な感染拡大が起こった際にも迅速に対応できるよう、医療機関任せにするのではなく、大阪市として常設の公的検査センター、発熱外来センターを市内に複数箇所設置する計画を検討・策定してください。
	(回答) 新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。 検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	7. (1) ⑩
項目	a. 水道水質検査箇所数、回数、異常値検出回数 b. 食品衛生監視について、検査施設数、立ち入り検査回数（内、抜き打ち検査回数）、指導・勧告・指導した施設数と回数 c. 害虫駆除に関して、生息状況調査の内容や回数、万博協会への助言や指導回数と内容 f. その他、公衆衛生・医療にかかわる統計
(回答) a 万博会場内における保健所による水道水（飲み水）の検査については、会場内 2 箇所で各 1 回採水しており、基準値を超過する値は検出されていません。 なお、水道水（飲み水）の管理は実施主体である博覧会協会が行っており、水道法に基づく水道技術管理者が日々水質管理を適切に行っている旨を監視時に併せて確認しております。 b. 万博会場における保健所による立ち入り検査等は次のとおりです。 ・食品営業施設への立ち入り回数 : (のべ) 7,688 回 ※立入検査については、その方法が抜き打ちか否かの集計は行っておりません。 ・食品等の検査を行った施設数 : 301 施設 ・指導等を行った施設数（回数） : 83 施設（117 回） c. 開幕の前年（令和 6 年）及び会期中（令和 7 年）の 5 月～10 月の各月 1 回、会場内 3 箇所において、蚊の生息状況調査として、蚊の幼虫及び成虫を捕捉し、蚊の発生状況や日本脳炎やデング熱等の原因となるフラビウイルス属保有の有無について確認しています。また、調査結果については博覧会協会へ情報提供のうえ、蚊の防除方法等に係る助言等を行いました。 f その他、公衆衛生・医療にかかわる統計 具体的な件数等は a～c の項目に係る回答のとおりです。	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981

番号	7. (1)⑩a
項目	大阪・関西万博における公衆衛生や医療にかかわる統計を示してください。 a. 水道水質検査箇所数、回数、異常値検出回数
a. 水道水質検査箇所数及び回数 水道局では、万博敷地内の水道水について直接水質検査は実施していませんが、万博敷地のある夢洲地区に流入する水道水の水質管理については、以下のとおり実施しています。 ・ 水質遠隔監視装置（夢洲局）で夢洲地区へ流入する水道水の水質を常時監視 ・ 当該系統の給水栓で毎月 1 回採水し、水質検査を実施 ・ 異常値検出回数なし	
担当	水道局 工務部水質管理研究センター 電話：06-6815-2365

番号	7. (1) ⑩ d
項目	大阪・関西万博における公衆衛生や医療にかかわる統計を示してください。 <u>d. 医療にかかわって、診療施設や救護施設に従事する医師や看護師等の人数、施設を利用した人数や利用の原因（ケガ、熱中症等）、救急搬送された件数と人数</u>
（下線部について回答） 博覧会協会が令和6年11月に策定した「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における医療救護対策実施計画」において、各医療救護施設に配置する医療スタッフの人員数が定められております。また、博覧会協会が作成した「2025年日本国際博覧会（大阪関西万博）開催期間中の傷病者数及び熱中症患者数（令和7年12月24日掲載）」において、傷病者数及び熱中症患者数が公表されております。 （参考） ・ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における医療救護対策実施計画（初版） URL: https://www.expo2025.or.jp/news/news-20241129-02/ ・ 傷病者数及び熱中症患者数の公表について URL: https://www.expo2025.or.jp/news/news-20251224-02/	
担当	経済戦略局 万博調整部 調整担当 電話：06-6690-7801

番号	7. (1) ⑩ d
項目	d 医療にかかわって、診療施設や救護施設に従事する医師や看護師等の人数、施設を利用した人数や利用の原因（ケガ、熱中症等）、 <u>救急搬送された件数と人数</u>
(回答) 万博会場から当局が搬送した件数は 971 件、971 名です。 (令和 7 年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで) (下線部のみ回答)	
担当	消防局 救急課・救急担当 電話：06-4393-6627

番号	7. (1) ⑩ e
項目	大阪・関西万博における公衆衛生や医療にかかわる統計を示してください。 <u>e. 有毒ガスの検査状況と異常値検出回数、検出場所、消防車出動回数</u>
(下線部について回答) 博覧会協会は、会期中、会場内全域でのメタンガス濃度測定を継続的に実施しており、博覧会協会の HP において、開幕後の 2025 年 4 月 13 日から閉幕日の 10 月 13 日まで、1 か月毎のメタンガス検知状況を取りまとめ公表しています。 【参考】 万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 4. 13～2025. 5. 12）の公表について https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250602-02/ 万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 5. 13～2025. 6. 12）の公表について https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250630-02/ 万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 6. 13～2025. 7. 12）の公表について https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250728-02/ 万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 7. 13～2025. 8. 12）の公表について https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250825-01/ 万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 8. 13～2025. 9. 12）の公表について https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250929-01/ 万博会場内におけるメタンガス検知状況（2025. 9. 13～2025. 10. 13）の公表について https://www.expo2025.or.jp/news/news-20251024-01/	
担当	経済戦略局 万博調整部 工務担当 電話：06-6690-7751

番号	7. (1) ⑩ e
項目	有毒ガスの検査状況と異常値検出回数、検出場所、 <u>消防車出動回数</u>
(回答) 開催期間中に 8 件出動しています。 (下線部のみ回答)	
担当	大阪市消防局 企画課 消防制度担当 電話：06-4393-6173

番号	7. (2) ①
項目	子ども医療費助成制度は全国の市区町村の65%以上が自己負担無料となっています。大阪市においても完全無料化してください。また、現在議論されている所得制限撤廃については確実に施行してください。
(回答) 本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。 現時点では、こども青少年への様々な事業を充実させるために、限られた財源のなかで優先順位を付けて事業を推進していますので、一部自己負担額の撤廃については困難であると考えています。なお、所得制限につきましては、令和6年4月に撤廃しています。 本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-7971

番号	7. (2) ②
項目	妊婦の保険診療における自己負担部分の助成制度は、全国では 200 を超える市区町村で実施されています。日本産婦人科医会が 2019 年に出した提言では「生育基本法が掲げる妊娠期から切れ目のない支援のために、妊産婦にも社会の暖かい援助があるべき」とし「とりわけ妊娠中から出産において何らかのご病気になられ治療を要する方々には(略)大変心強い助けになります」と指摘しています。大阪市の独自の制度として妊娠の届け出をして以降の妊産婦の医療費助成を創設してください。
(回答) 本市では、妊婦の健康管理を行い、安全な出産を確保し、かつ経済的負担の軽減を図る観点から、妊産婦健康診査の公費負担を実施しております。 妊婦健康診査については、国の示す基準にある検査項目すべてを公費負担するとともに、平成 31 年度からは超音波検査の公費負担回数を 4 回増やし、令和 2 年度には多胎妊娠の方に対し、基本健診の公費負担回数を 2 回増やすなど、さらなる負担軽減を図ってきたところであります。 妊産婦の医療費助成につきましては、健康管理に資するものであると認識しておりますが、一定の経費を要することから、他の母子保健施策との均衡や優先度、国の動向等を総合的に勘案し、判断してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-9966

番号	7. (2) ③
項目	大阪府の福祉医療費助成の再編で障がい者・難病患者の医療費助成制度が「重度者」に限定されました。このことで従来対象者だった中度・軽度の障がい者・難病患者の方は医療費助成制度の対象から外されました。そもそも障がい者・難病患者の世帯は経済的にも厳しく、医療費助成の対象から外されたことでさらに暮らしを追い詰めることになり、影響は非常に大きいものがあります。大阪市として対象から外された方の調査を至急実施し、現在の重度障害者医療制度を拡充させ、中度・軽度の方も助成制度の対象にしてください。
(回答) 重度障がい者医療費助成をはじめとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、大阪府において、平成 30 年 4 月診療分から制度の変更が行われました。 本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. (2) ④
項目	22 年 10 月 1 日より 75 歳以上高齢者の医療費 2 割負担が実施されました。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成を廃止しましたが、今回の負担増は多くの高齢者に影響を及ぼし、受診抑制による健康への影響も国会審議で指摘されています。大阪市の高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした老人医療費助成制度の創設を強く求めます。
(回答) 大阪府の福祉医療費助成制度は、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成 30 年 4 月診療分から制度の変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. (3)
項目	帯状疱疹は特に 50 代以上が罹患しやすい疾病であり、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下で 80 歳までには 3 人に 1 人が発症すると言われています。痛みが徐々に増していき、日常生活や就労が制限されることや、夜も眠れなくなることもあります。また、20%の患者が帯状疱疹後神経痛を併発し、長ければ数年以上疼痛に苦しむことになります。 頭部や顔面に帯状疱疹が出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺などの重い後遺症が残る可能性もあります。帯状疱疹を防ぐにはワクチン接種が有効とされていますが、現在帯状疱疹のワクチンは任意接種です。接種から 9 年後の時点でも有効性があるとされる不活化ワクチンは計 2 回で数万円と高額であり、接種を断念する人も少なくありません。経済的な理由からワクチン接種を諦め、病気に罹患することは医療者として看過できません。行政として、ワクチン接種で病気を防ぎ、苦しむ市民が生じないような施策を要望します。
(回答) 帯状疱疹ワクチンにつきましては、個人の発病予防及び重症化予防を目的とし、予防接種法の B 類疾病に位置づけられ、令和 7 年 4 月から定期接種となりました。 定期接種の対象者については、帯状疱疹の罹患者数が 70 歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に一定程度減衰すること等を考慮し、「65 歳の者」及び「60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者」と定められています。 なお、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間は経過措置として、対象者のうち「65 歳の者」は、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とされています。 被接種者の自己負担額については、本市におきましても接種費用の一部を助成するとともに、市民税非課税世帯等の方は接種時に確認書類を提示いただくことで、無料で接種いただけます。	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7. (4)
項目	医療機関に係る医療要否意見書の返送費、返信用封筒および文書作成等の事務負担が過剰となっています。行政の求めにより応じているため、返送費等は行政が負担すべきです。医療要否意見書の要旨を医療機関に郵送する際に、返信用封筒を同封してください。また、医療要否意見書の返送費は大阪市の負担とし、記載を要する同意見書に同封する返信用封筒は受取人払いとしてください。 (回答) 要否意見書等の提出は、医療扶助運営要領にあるように、必ずしも郵送の必要はなく、直接福祉事務所の窓口を持参していただく方法や、被保護者自身に提出していただくことも可能ですので、返送方法についてご検討をお願いします。 なお、本市としても、当該郵送料の取り扱いについて、厚生労働省において明確な基準を示すとともに、行政負担の場合はその費用について全額国庫負担とするなど必要十分な財政措置を講ずることが妥当と考えていますが、現時点で厚生労働省から基準等は示されていません。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8089

番号	7. (5)
項目	全国的に広がりを見せている全ての世代の軽・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を大阪市でも創設してください。
(回答) 本市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象として「大阪市難聴児補聴器給付事業」により難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的として補聴器購入費用・修理費用の全部又は一部を支給しています。 聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で身体障がい者手帳を所持している方と同程度以上の方を対象とし、補装具費で補聴器購入費・修理費用の全部又は一部を支給しています。補装具費は障害者総合支援法により種目対象者等が定められており、全国一律の基準となっています。 また、令和7年4月1日より、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の高齢者の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ） 電話：06-6208-9957

番号	7. (6) ①
項目	① 歯科検診・保健指導の体制整備 a. 歯科口腔保健事業に対応する専門の部署を設けてください。 b. 「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」の理念・目的に従い、歯科口腔保健支援センターを設置してください。 c. すべての保健センターに常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置し、市民の健康を守る拠点としての機能を抜本的に充実させてください。 d. <u>各種歯科検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。</u>
	(回答) ① a. 歯・口腔と全身との密接な関連が示され、歯周病は生活習慣病でもあることから、本市の歯科保健事業は歯科専門部署が単独で実施するのではなく、生活習慣を担う各部署が横断的に連携しながら担うべきものと考えております。本市の歯科口腔保健に関する事業は、対象者や目的が多岐にわたっており、乳幼児健診時の歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導等、学齢期の歯科健康教育等、成人に対する歯科健康相談や訪問口腔衛生指導及び歯周病検診等、障がい者（児）に対する歯科診療、休日・夜間緊急歯科診療等の各種歯科保健事業、後期高齢者医療制度の被保険者で通院による歯科健康診査が受診できない方を対象とした訪問歯科健康診査を、各区・局が連携しながら実施し、市民の歯科口腔保健の維持・向上に努めているところです。 b. 本市では、各区役所に設置されている保健福祉センターにおいて、乳幼児健診時の歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導事業、歯科健康相談、訪問口腔衛生指導等の法の理念・目的に添った各種歯科保健事業を実施しており、事業の実施に必要な従事者を配置しております。 今後は、他都市の動向を注視しながら、本市における口腔保健支援センターのあり方について考えてまいりたいと思います。 c. 本市では、本庁に常勤歯科医師2名、各区保健福祉センターに非常勤職員の歯科医師計26名を配置しているほか、事業の規模に応じた非常勤の歯科衛生士も活用しながら、各種歯科健診・保健指導を実施しております。今後とも、多様化する市民ニーズを把握し、効果的・効率的な保健衛生事業の実施に努めてまいります。 d. (下線部について回答)

検診の正確性や質を継続的に確保するためには、歯周病検診と精度管理を一体的に実施することが必要であるため、現在は、本市全域を対象として活動し、高度な専門性を有する歯科医師の職能団体である一般社団法人大阪府歯科医師会に業務委託をしています。

担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9963
----	----------------------------------

番号	7. (6) ②a
項目	市の独自施策として、乳幼児歯科健診は4歳児・5歳児・6歳児も対象としてください。
(回答) 現在、本市では、1歳6か月児、及び3歳児健康診査において歯科健康診査を実施しており、健康診査の結果、う蝕罹患の可能性が高いと判断された幼児とその養育者を対象に、歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が、歯の清掃方法やう蝕罹患予防のため間食等について具体的な指導を行っております。さらに、希望者には、歯科医師の指示により、歯科衛生士がフッ化物塗布を行い、積極的に幼児のう蝕予防を図っております。 また、1歳6か月児健康診査においてう蝕があった児については、6か月後に再度、歯科保健個別指導を行い、希望者にフッ化物塗布を行うことで、生涯にわたる歯の健康を保持する基盤づくりを行っております。 4歳児・5歳児・6歳児歯科健康診査については、国における歯科口腔保健施策の動向を注視してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-9966

番号	7. (6) ② b
項目	認可外保育施設で歯科健診を実施するよう指導してください。
(回答) 大阪市では、認可外保育施設に対して年1回以上行っている立入調査において、3歳児以上の児童の歯科検診の有無を確認し、実施するよう指導しています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6361-0756

番号	7. (6) ②c.
項目	学校歯科健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるような具体的な対策を講じてください。
(回答) 学校保健安全法に基づき、学校が毎年実施している健康診断の結果を把握し、児童・生徒及びその保護者に対し、定期健康診断の結果を通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで家庭への啓発を図り、予防に努めております。 診断の結果、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示する「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診後、各医療機関が発行した受診証明書について、保護者から学校に提出していただくこととしております。 また、未提出の児童・生徒については、学校において受診の有無を確認し、未受診の場合は引き続き保護者に受診を促しております。 なお、健康診断の受診にあたっては、毎年度教育委員会から、校園長あてに治療が必要な児童・生徒の保護者へ受診勧奨するよう通知するとともに、各学校園に受診率や未受診の理由の調査を行い、事後措置の様子を把握しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	7. (6) ② d.
項目	市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともにフッ化物洗口（週1回）に取り組んでください。
(回答) 学校での昼食後の歯みがき指導について、幼児期・学童期からの歯と口の健康づくりは生涯を通じて健康な生活を送るための基盤となり、食後の歯みがき習慣の定着は長く健康な歯を維持するために大変重要なものであることから、各学校の状況に応じて実施していただくよう協力を依頼しているところです。 また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	7. (6) ② e.
項目	<u>外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。</u>
(下線部について回答) 学校医療券につきましては、小・中学校の就学援助制度のお知らせの援助内容に記載し、各学校に周知しております。就学援助制度のお知らせは、英語・中国語・フィリピン語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・韓国語・やさしい日本語版の8種類の用意がございます。 なお、令和2年度より外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業を開始し、保護者の日本語が不十分な場合、必要に応じて学校への通訳者の派遣や多言語リモート通訳システムによる支援を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	7. (6) ②e.
項目	<u>外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。</u>とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。
(回答) (下線部について回答) 医療費助成制度につきましては、制度の仕組みや医療費の払い戻しに関する案内を計7言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）で作成しており、ご希望の方には、各区役所の窓口で提供しています。また、本市ホームページにも掲載し、周知しています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-7971

番号	7. (6) ③a
項目	妊娠ステージの変化にあわせ口腔内の変化が見られるため、妊婦歯科健康診査の無料実施を、何度でも近くの医療機関で個別健診として受けられる、受診券の配布など、受診しやすい制度に改善してください。
(回答) 本市では、各区保健福祉センターにおいて毎月実施される妊婦教室に併設し、妊婦に対し、歯科医師による妊婦歯科健康診査を無料で実施しています。 歯科医師が妊婦の歯の状況、歯周組織の状況、口腔内清掃状況及びその他の異常の有無について診査を行うだけではなく、必要な場合には保健指導を行うとともに、要医療の方には医療機関の受診を勧奨しております。 今後も引き続き、母子健康手帳交付時や各種保健事業開催時、区政だより及びその他広報等あらゆる機会を利用し、妊婦歯科健康診査事業の周知徹底に努めるとともに、関係機関と連携し、妊婦の健康管理や不安の解消等に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-9966

番号	7. (6) ③b
項目	<u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。</u>また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。
(回答) (下線部について回答) 本市においては、有料ではありますが、一般歯科医院での治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	7. (6) ③
項目	③成人期・妊婦等への歯科健診 a. 妊娠ステージの変化にあわせ口腔内の変化が見られるため、妊婦歯科健康診査の無料実施を、何度でも近くの医療機関で個別健診として受けられる、受診券の配布など、受診しやすい制度に改善してください。 b. <u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。また検診内容は現在の間診・口腔内診査だけではなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。</u>
(回答) (下線部について回答) 歯周病検診は、健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、国の健康増進事業実施要領に基づき市町村は 20、30、40、50、60 及び 70 歳の住民を対象として歯周病検診を実施するよう努めることとされており、本市においては、25、35、45、55、65 歳の住民も対象として実施しております。令和 8 年度より対象の方は無料で受診できるようにしました。 また、検診内容については、国の歯周病検診マニュアルに準拠して実施しております。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9963

番号	7. (6) ④
項目	市の独自施策として、要介護度・要支援度が決まれば要介護者・要支援者には必ず歯科健診を実施してください。また、歯科受診を促す啓発パンフレットやチラシなどを作成し、要介護者・要支援者へ渡してください。
(回答) 介護保険制度においては、要介護・要支援認定を受けた方に係る介護サービスや介護予防サービスは、利用者本人がケアマネジャーと相談し、心身の状況、その置かれている環境などに応じて、ご本人の意思で契約を締結し、作成されたケアプランに基づき利用するものです。 口腔ケアについては免疫力アップ等の重要性を認識しており、介護サービスにおいても主治医やケアマネジャーと相談しながら、歯科医師や歯科衛生士から居宅療養管理指導を受けることができます	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	7. (6) ⑤
項目	障がい者（児）歯科診療における医療提供体制の整備 a. 障がい者（児）歯科診療に対応する一次医療機関を増やしてください。当該医療機関を対象とする財政支援策及および高次歯科医療機関との相互連携を支援してください。 b. 障がい者（児）が身近な地域で安心して検診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい者歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成してください。 c. 中小事業所や共同作業所などで就労する障がい者を対象に、歯科健診の機会を増やすなどの口腔保健事業を推進し、障がい者の口腔衛生の向上を図ってください。 d. 市内歯科診療所に対して、障がい者（児）への歯科保健医療サービスの提供状況を調査し、「東京都医療機関案内サービス ひまわり」のように、市民に対し障がい者の歯科診療に対応する医療機関を案内してください。
	(回答) (a・b・d) 福祉局としましては、基本的には一次医療機関で診療を受けられるものと考えておりますが、一次医療機関での治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。 (c) 福祉局としましては基本的には、障がいのある方を含む市民に対して実施しています検診を受けていただいているものと考えております。 なお、障がい特性等により地域の診療所での治療等が困難な障がいのある方に対しては、大阪府と共同で障がい児・者歯科診療事業を実施しており、障がいのある方の受診機会の確保に努めているところです。
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	7. (7) ①
項目	(7) 無料低額診療について ① <u>経済的な困窮から重症化してから受診する方がおられます。就学援助世帯への無料低額診療の案内や国民健康保険窓口等、経済的困窮と関わる窓口で、無料低額診療の案内を行うことを求めます。</u>
(下線部について回答) 無料低額診療事業は、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業で、社会福祉法の規定に基づき第二種社会福祉事業として位置づけられています。 減免を受けることができる方は、低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な方であり、減免金額は、各医療機関によって異なりますが、診療費の 10%以上となっており、市内 49 か所の医療機関が本事業を実施しています。 無料低額診療事業の周知については、本市ホームページのほか、市民の皆さまの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて区役所窓口を設置するなど、周知に努めています。	
担当	福祉局 総務部 総務課・法人監理グループ 電話：06-6241-6540

番号	7. (7) ①
項目	経済的な困窮から重症化してから受診する方がおられます。就学援助世帯への無料低額診療の案内や国民健康保険窓口等、経済的困窮と関わる窓口で、無料低額診療の案内を行うことを求めます。
(下線部について回答) 教育委員会では、子どもの医療費の助成に関する制度として、「就学援助制度の学校医療券」や「こども医療費助成制度」などを学校に対して周知しているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (7) ②
項目	医療で無料低額診療を行っても診療保健調剤薬局での負担が減免する方法がなく、無料低額診療利用者が処方薬の受け取りで困窮しています。全国的には青森市や高知市、那覇市などで「無料低額診療事業利用者への調剤費助成」が行われています。大阪市においても同様の制度を検討することを求めます。
(回答) 生計困難者が経済的理由により必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業では、無料又は低額な料金によって診療を行う、いわゆる無料低額診療が規定されているところです。 この無料低額診療により受診され、診療代が無料（又は低額料金）になった方が、処方箋の交付を受けたとしても、保険調剤薬局（院外処方）で調剤を受けるにあたっては、自己負担が発生することになります。 本市としましては、引き続き国に対し、無料低額診療事業の基準や調剤のあり方についての検討を要望するとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 総務部 総務課・法人監理グループ 電話：06-6241-6540

番号	7. (10)
項目	国は高額療養費の月間上限引き上げを段階的に行う方針です。厚生労働省は「現役世代の保険料負担軽減」を減いますが、この高額療養費の改定に対しては日本弁護士連合会も「人権保障の観点から高額療養費制度の改定案の抜本的見直しを求める会長声明」において人権侵害の可能性を指摘しています。大阪市民の治療を受ける選択肢を狭めないために、高額療養費の自己負担上限額を引き上げないよう国に対し要望することを求めると同時に<u>大阪市独自の療養給付の検討など、高額な医療が必要になった方への独自施策を求めます。</u> 以下日弁連「人権保障の観点から高額療養費制度の改定案の抜本的見直しを求める会長 声 明」 ➡ https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2026/260326_4.html
	(回答) 国は高額療養費制度は、重い病気やけが等により医療費が高額となった場合に、家計の負担が過度に重くならないよう自己負担の軽減を図る仕組みです。大阪市国民健康保険においても、法令の規定に基づき業務を行っているところです。 また、大阪市国民健康保険として独自に療養給付を実施することについては、財政的な負担や関連制度との整合性、また全国健康保険協会（協会けんぽ）や後期高齢者医療制度など他の医療保険の被保険者の皆さまとの公平性を確保するため、法令に基づく制度の枠組みの中で対応しております。 (下線部について回答)
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	8. (1)、(2)、(10)
項目	(1) 2026年度国保料は統一化前と比べて国保料は3万6千円(29,1%)も上昇している。物価高騰や原油危機で市民の生活は大変厳しくなっており、大幅引き下げこそ必要である。直ちに基金と黒字貯め込みを活用し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。またコロナ禍で行ったような特別な減免制度を創設すること。 (2) 基金を原資に国保料の引き下げを行うこと。大阪府に対し基金活用を可能にするように意見を上げること。 (10) 国保料の大幅値上げと減免改悪をもたらす「国保府内統一化」から離脱すること。全国知事会、全国市長会も要望している通り、1兆円の公費負担増を強く国に求めること。
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる、財政調整事業の取組を進めており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めていきます。 さらに、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

番号	8. (3) ①②③④、(8)
項目	(3) ① <u>減免申請は申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。</u> ② <u>収支内訳書の提出強要が申請者の負担を大きくしている。また収入状況申告書も記入方法が複雑である。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、簡素で柔軟な運用に見直すこと。</u> ③ <u>即時適用の申請を抜本的に促進すること。府の保険料減免事務運用手引きでは「確定申告時期まで審査を保留する取扱いが納付能力の乏しい申請者にとって多大な負担となることから、最小限度に留めること（「手引き」11ページ）」とあり、即時適用の申請・実行件数を増やすことが必要である。制度利用を増やすため必要な対策を講じること。</u> ④ <u>審査保留の場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。本人が期限までに所得確認書類を提出できるよう、提出期限が近づいた段階で改めて文書等で徹底すること。</u> (8) <u>被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。猶予申請書をホームページに掲載すること。</u>
	(下線部について回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。 市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしているほか、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、何らかの事情により審査を保留することとなった申請者に対しては、追加書類について、必ず期限までに提出するよう勧奨しています。引き続き適正に実施してまいります。 また減免制度につきまして、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (3) ④、(8)、(9)
項目	(3) ④審査保留の場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。本人が期限までに所得確認書類を提出できるよう、提出期限が近づいた段階で改めて文書等で徹底すること。 (8) 被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。猶予申請書をホームページに掲載すること。 (9) 被保険者の生活と営業を脅かす無理な納税の強要、売掛金の差押えは行わないこと。国税庁「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」（2020年1月31日付通達）を踏まえ、市として「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」こと。
	（下線部について回答） 納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合は、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。 また、徴収猶予制度については、本市ホームページにて周知を行っており、徴収猶予申請書についてもホームページからダウンロードすることが可能です。 保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しています。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。 なお、減免適用によって保険料の過納金が発生した場合は、納付義務者へ還付等しています。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	8. (4)
項目	市として恒常的低所得者を対象とする減免制度を創設すること。災害減免を拡充し「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
(回答) こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っています。 また、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (5)
項目	1年以上の滞納世帯に対して医療機関の窓口で10割負担を課す制裁措置（特別療養費の支給）は行わないこと。万一行う場合でも、18歳未満の子どもと病気や事業の休廃止など「特別な事情」がある者は対象外であることを徹底し、機械的な運用で被保険者の受療権を侵害することがないように「納付勧奨」「『特別な事情』の聞き取り」を丁寧かつ慎重に行うこと（2024年9月20日付厚労省通知）。交付後も「特別な事情」が確認できれば直ちに資格確認書へ切り替えること。
(回答) 特別な事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別療養費の適用を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別な事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っています。 また、特別療養費の適用後についても、「特別な事情」が確認できれば適用の対象外としています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9871

番号	8. (6)、(7)
項目	(6) 傷病出産手当金を創設すること。 (7) 医療費の一部負担金減免（国保法 44 条減免）について、低所得者への受療権を保障するため、「恒常的な低所得者」を適用対象に加えること。また、認定は区役所の裁量・判断で行えるようにすること。
(回答) 傷病手当金及び出産手当金の制度は、協会けんぽなどの被用者保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が病気やけが又は出産のため労務不能となり、一時的に事業者から支払われる給与が減少となった場合に、これらのある程度補填し、生活保障を行うことを目的として、期間等の要件を定め支給されています。 一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、収入減少の状況が様々であることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところです。また、所得補填として妥当な支給額の算出が難しいこと、多様な被保険者間の公平性や財源の確保を図る必要があること等の様々な課題があり、本市を含め全国の市町村国保ではこれまで実施しておりません。 国民健康保険における傷病手当金並びに出産手当金の対応については、引き続き国の動向を注視してまいります。 療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。 一方で、「特別な理由」がある被保険者に限っては、保険医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。また、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、府内統一基準として、災害や失業等の特別の理由がある場合に、一部負担金の減免または徴収猶予を行うことができると定められています。 このことから、本市におきましても、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。 なお、一部負担金の減免等の決定については、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則等の規定に基づき、全ての区において同一の基準で実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	9. (1)
項目	生活保護基準は、2013 年 7 月以前の基準に戻し、物価高騰に見合う引き上げを行うこと。住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すよう国に要望すること。また冬期加算は改悪前に戻し、夏期加算の新設を国に要望すること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう求めています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (2)
項目	申請権の確立について ① 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。 ② 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。申請は、申請の意思を示した日とすること。
(回答) ① 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。 ② 申請に際しては、要保護者の申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (3)
項目	扶養義務について ① DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。また、扶養照会を行う時は、本人の同意を得て行うこと。 ② 扶養義務者の収入申告、資産調査の強制をしないこと。
(回答) ① 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。 ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方や、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 また、扶養照会を行うにあたっては、必ずしも本人の同意を得るものではありませんが、一律に扶養照会を行うものではなく、個々の状況から判断して扶養照会を行っております。 ② 扶養義務者の収入申告・資産調査にかかる照会については、扶養義務履行が期待できる程度を個別に判断し、行っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (4)
項目	保護開始前に違法な就労などの助言指導はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
(回答) 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (5)
項目	福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所内に監視カメラは設置しないこと。
(回答) 各区の生活保護業務主管担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。 調査を行う場合はケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。 また、防犯カメラについては、各実施機関が庁舎管理担当と調整し、保安対策として設置しているものです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8022

番号	9. (6)
項目	ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
(回答) ケースワーカーの外部委託は行っておりません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (7)
項目	生活保護利用者の人権、生存権を守るために、利用者の意見や要望をしっかりと聞き、共に考えるケースワークが出来るように異常な要員配置基準を見直し、ケースワーカーの大幅増員を図ること。
回答) 福祉局においては、総務局との連携のもと、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、質の高いケースワーカーの確保に努めているところです。 また、段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助を行う職員や高齢世帯への訪問を行う職員、自立支援プログラムによる必要な支援を行う職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (8)
項目	「生活保護基準訴訟」最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について ① 大阪市独自の問い合わせ窓口を作ること ② 追加給付の決定通知は、厚生労働省の示す様式（令和8年2月20日付・社援発0220第1号・別添様式）に基づき通知すること ③ 追加給付はすみやかに支給すること
(回答) ① 令和8年7月1日に大阪市生活保護費等追加給付支給事務センターを開設し、追加給付の概要や追加給付の対象、申出方法、申出後の進捗状況等をご案内しております。 ② 厚生労働省は、保護受給中世帯に係る保護追加給付決定通知書について、原告を除き、現行の生活保護事務処理システムを活用して作成することも差し支えないとしており、それにより通知書の表題が「保護決定通知書」のままであることや、加算等の内訳の記載がないことも事務負担軽減の観点からやむを得ないものと整理しています。 本市においても速やかに支給するという趣旨で現行の生活保護システムから出力される決定通知書を使用しているところです。 なお、保護廃止世帯に係る保護追加給付決定通知書については、厚生労働省の示す様式で通知する予定です。 ③ 保護受給中世帯に対する支給は、国において、自治体の準備状況に応じて、順次支給を開始し、令和8年度中の支給を想定とされているところ、本市では令和8年4月以降順次実施しています。 保護廃止世帯に対する支給は、国で全国の申出受付期間を統一的に設定しており、申出開始時期を令和8年8月1日からとしております。申出開始以降、速やかに支給できるよう準備を行っているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6468-1170

番号	10. (1)
項目	<u>第10期の介護保険料改定では、保険料を引き下げ、段階の細分化、第一段階の乗率の引き下げ、最高段階の乗率は引き上げるように、課長会議等で本庁に要請すること。</u>
(下線部について回答) 本市の特色として、家族の介護を受けることが容易でない一人暮らしの高齢者の65歳以上の世帯に占める割合が、令和2年度の国勢調査において45.0%と全国平均よりも15.4ポイント高い状況となっています。このため、介護認定を受けられる方の割合である認定率が、令和8年3月末で28.6%と全国平均より8.4ポイント高くなり、介護サービスを受けられる方が多い状況となっていることから、介護サービスに係る費用も大きくなり、保険料が高くなる傾向となっています。 第10期介護保険料改定にあたっては、国の制度改正の動向を注視しながら検討を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	10. (2)
項目	介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
(回答) 介護保険の申請や相談については、区役所において被保険者の生活状況を聞き取りながら個々の状況に応じて適切に行っております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	10. (3)
項目	介護保険料の滞納者・未納者については、無理な取り立てや滞納処分をせず、理解と納得を得た対応を行うこと。
(回答) 介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。 介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。 介護保険料については、介護保険法第144条により、「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第231条の3第3項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。 本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細かに納付のお願いをしているところです。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分（差押え）を執行しています。 なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	10. (4)
項目	介護保険料の軽減措置について、決定通知書に記載するだけでなく、広報誌に掲載するなど、制度を広く告知し、活用すること。
(回答) 本市では、介護保険料決定通知書を送付する際に同封するビラに、減免制度についての情報を記載し、毎年すべての被保険者へ周知しております。また、本市のホームページに情報を掲載するほか、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着用しています。加えて、減免制度の説明ビラを各区窓口に設置し、来庁者に案内しております。 さらに、65 歳に到達した方や市外からの転入者など、新たに本市における被保険者資格を取得する方へ介護保険被保険者証を送付する際、減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封することで、被保険者へ情報を周知しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	10.（5）
項目	介護認定は速やかに 30 日以内に認定出来るように必要な措置を講ずること。また、「緊急を要する者」については、迅速に認定するように督促すること。
（回答） 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後 15 日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 認定調査業務の委託事業者については、複数の指定事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後 10 日以内の調査完了を指示しているところです。 なお、令和 7 年度の平均処理期間は 38.3 日となっており、この平均処理期間には、本人都合による遅れなども含まれていることから、それらを除くと概ね遅滞なく認定調査が行われているものと考えております。 また、末期がん等の方など要介護・要支援認定を迅速に行う必要がある方につきましては、認定申請受付時に各区保健福祉センター介護保険担当、または認定事務センターから各訪問調査員室に認定調査を至急で行っていただくよう電話連絡を行っております。各訪問調査員室は、認定調査依頼書の到着を待たずに、被保険者等申請者へ訪問日の日程調整を行い、迅速な認定調査を行っております。認定申請時に末期がん等で、至急対応の対象とした被保険者については、一次判定日より直近の審査会当日に至急案件として追加で審査判定を行う等迅速な認定が行えるよう体制を構築しております。 引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	10.（6）		
項目	訪問型サービス（生活支援）が、幅広く利用できるよう地域包括センターと連携して改善すること。		
（回答） 要支援１・２の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。 総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要となります。 本市では、サービス利用対象者に対して適切な総合事業のサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う際には、訪問型サービスの決定プロセスを標準化し、客観的に判断するための指標を設け、地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者においては、当該指標に沿って利用者の状態に応じたサービスを利用いただいています。 なお、訪問型サービスのうち生活援助型サービスについては、令和 5 年度では 126, 244 件、令和 6 年度では 127, 698 件、令和 7 年度では 127, 561 件の利用実績があります。			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）	電話： 06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部	地域包括ケア推進課	電話： 06-6208-8060

番号	10.（7）
項目	虐待・孤立・近隣とのトラブル・サービス拒否等の「支援困難者」の支援については、サービス利用者任せにせず、区役所と地域包括支援センターが、ケアマネジメントを行うこと。
（回答） 地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。 複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	10.（８）
項目	おむつを必要とする要介護者・高齢者のおむつ代を補助すること。
（回答） 本市の介護用品支給事業では、次の要介護高齢者を在宅で介護されている家族（介護者）を対象とし、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である場合に、「おむつ」をはじめとした介護用品と引き換えることができる給付券を交付しています。 ① 介護保険制度の要介護状態区分が４または５の方 ② 介護保険制度の要介護状態区分が３で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方 当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しており、今後も国の制度の動向や、利用者のニーズ等を把握しながら引き続き事業を実施してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-9995

番号	10.（9）
項目	補聴器購入助成制度については、ボランティア活動等の条件削除、補助金の引き上げ、区役所での申請受付もできるように改善すること。
（回答） 本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき 25,000 円を上限としております。 また、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。 申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ） 電話：06-6208-9957

番号	10. (10)
項目	<u>高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるよう「老人憩いの家」事業を復活し、財政や人的支援の施策を行うこと。</u>
(回答) 「老人憩いの家」は、地域集会所と同様に幅広い世代に利用されていたことから、令和2年4月1日に、地域活動の場である地域集会施設に一本化しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (いきがいグループ) 電話 : 06-6208-8054

番号	11. (1)
項目	大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,800 円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給 1,800 円以上となるよう引き上げること。
(回答) 地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされており、本市においては、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での議決を経て職員の給与に関する条例に定めています。 本市における任期付職員、臨時的任用職員については正規職員と同様の給料表を適用し、会計年度任用職員についても、当該給料表を基にして報酬を決定しています。 なお、令和 7 年の人事委員会勧告による改定後の高卒初任給は地域手当込で227,824円となっています。	
担当	総務局 人事部 給与課（給与グループ） 電話：06-6208-7527

番号	11. (2)
項目	大阪市は職員の給与について総務省統計局が実施した家計調査をもとに算定していると過去に回答していますが、その家計調査は実際に使った金額であり、必ずしも憲法 25 条に保障された健康で文化的な最低限度の生活を行える水準ではないと考えます。<u>大阪市職員の賃金については大阪労連が実施した必要生計費調査を参考とすること。</u>なお大阪市人事委員会に対しても公式資料として採用することを求める。 (下線部について回答) 地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされており、給与改定においては、人事行政に関する専門的中立機関である本市人事委員会が行う勧告に基づき行っています。
担当	総務局 人事部 給与課 (給与グループ) 電話：06-6208-7527

番号	11. (2)
項目	大阪市は職員の給与について総務省統計局が実施した家計調査をもとに算定していると過去に回答していますが、その家計調査は実際に使った金額であり、必ずしも憲法 25 条に保障された健康で文化的な最低限度の生活を行える水準ではないと考えます。大阪市職員の賃金については大阪労連が実施した必要生計費調査を参考とすること。なお<u>大阪市人事委員会に対しても公式資料として採用することを求める。</u>
(下線部について回答) 人事委員会においては、毎年、職員の給料表が適当であるかどうかについて、市会及び市長に対し報告を行っています。 地方公務員法第 24 条第 2 項において、職員の給与は生計費等を考慮して定めなければならないとされており、当委員会は上記の報告に際して、公正な中立機関としての立場から、生計費については、国民生活の実態を把握するものとして広く利用されている総務省統計局が実施した家計調査の結果を基礎として算定し、公表もしているところです。 従って、特定の団体が実施した調査の結果を公式資料として採用することは困難です。	
担当	行政委員会事務局 任用調査部 任用調査課 電話：06-6208-8540

番号	11（3）
項目	徳島県、奈良県、山形市のように大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。なお回答については他の自治体の実績からみて経済戦略局が回答することが妥当と考えます。
（回答） 本市といたしましては、中小企業は、大阪市内事業者の約 99%を占め、地域経済を支える極めて大きな役割を果たしていると認識しており、中小企業振興による地域経済の活性化のためには、中小企業の経営基盤強化や経営革新、生産性向上等により安定的・発展的な事業継続を支援することが重要であると考えております。 今後も、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 産業振興担当 電話：06-6615-3761

番号	11. (5)
項目	公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,800 円以上、月 27 万 5,000 円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。
(回答) 【公契約条例の制定について】 労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、また、最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には、国において策定されるべきものと考えています。 公契約条例については、公契約に従事する労働者の賃金などの労働条件を向上させる効果があると言われていますが、解決すべき課題もあると考えています。 今後も、労働者の適正な労働条件の確保に向けて、入札契約制度の改善等による取組を進めていくとともに、公契約条例の制定に関しては、国・他都市の動向を注視していきます。 【「実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること」について】 労働者への賃金の支払については、最低賃金法が「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」（第 4 条第 1 項）と定めており、本市との契約に従事する労働者の最低賃金の確保は、重要と認識しています。 しかしながら、労働者の賃金などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは、労働関係法令になじまないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、全ての事業者に対し、労働者への賃金の支払状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。 他方、平成 29 年度に、大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する業務委託契約等において「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に大阪労働局へ情報を提供する取組を行っているほか、労働関係諸法令の周知や契約相手方から労働関係諸法令を遵守する旨の誓約書を徴取するなど、最低賃金の履行確保を推進する取組を実施しています。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7434

番号	11. (6)
項目	<u>労働者の賃金改善だけでなく大阪市が発注する事業の質を確保するためにも公契約条例が必要と考えます。</u>絆ホールディングスの不正受給問題、万博協会が発注した事業の工事費未払い問題について見解を述べること。 (下線部について回答) 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、「公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たす」(第3条第9項参照)と定められており、本市が発注する工事請負契約に従事する労働者にも、事業の質の確保に重要な役割を担ってもらっているという考えの下、各種制度等の整備に取り組んでいます。また、工事請負契約以外の本市発注契約においても、工事請負契約同様、各種制度等の整備に取り組んでいます。 公契約条例の制定についての考え方は、11.(5)で示しているとおりです。
担当	契約管財局 契約部 制度課 (契約制度グループ) 電話：06-6484-7434

番号	11. (6)
項目	労働者の賃金改善だけでなく大阪市が発注する事業の質を確保するためにも公契約条例が必要と考えます。絆ホールディングスの不正受給問題、<u>万博協会が発注した事業の工事費未払い問題</u>について見解を述べること。 (下線部について回答) 海外パビリオンの工事代金の未払いについては、個別に契約された当事者同士の問題であり、契約当事者でない本市が、契約当事者間における工事代金の未払いに関する事実関係を認定することは難しいと認識しております。 一般的に、建設工事に関し、紛争が生じた場合は、訴訟による解決のほか、建設業法の許可権限を持つ国や都道府県の関与のもとで紛争処理の仕組みが定められております。博覧会協会においては、これらの相談を受けた場合は、事実関係の確認や情報提供、行政の紹介等を行い、この問題が解決されるよう取り組まれております。 さらに、相談者の負担を軽減するため、国や大阪府、博覧会協会等の関係者による一体的な相談体制が構築されており、本市においても事業者等から相談があった場合は、引き続き適切に相談窓口案内し、相談者に寄り添った対応を行ってまいります。
担当	経済戦略局 万博調整部 工務担当 電話：06-6690-7751

番号	11. (6)
項目	労働者の賃金改善だけでなく大阪市が発注する事業の質を確保するためにも公契約条例が必要と考えます。<u>絆ホールディングスの不正受給問題</u>、万博協会が発注した事業の工事費未払い問題<u>について見解を述べる</u>こと。 (下線部について回答) 絆ホールディングス関連法人が行った不正請求については、就労継続支援A型事業所において算定される「就労移行支援体制加算」に関し、加算要件に該当しない者を加算対象として登録・請求していた事案であり、不適正な就労支援が行われているとの通報が多数寄せられたことを受け、令和7年8月から監査を実施し、要件を満たさない加算請求が行われていたことを確認したため、令和8年5月1日付の指定取消処分を行ったところです。 障害者総合支援法に基づく遵守すべき基準に重大な違反があると疑うに足りる理由がある場合や、不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある場合には監査を実施し、その結果、改善勧告や指定の全部もしくは一部の効力の停止、または指定取消等の事由に該当する場合に、行政処分を行うこととなります。 引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行ってまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	11. (7)
項目	大阪市として奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を創設すること。
(回答) 大阪市の中小企業支援においては、中小企業が持続的に収益を生み出すことができるよう取り組むことが重要であると認識しています。 そのため、中小企業支援拠点である大阪産業創造館において、人材確保など様々な経営課題に対するコンサルティングやセミナーなどにより、中小企業の経営基盤をしっかりと支える取り組みを行っており、今後もニーズを把握しつつ中小企業の課題に的確に答えていけるよう取り組みを一層柔軟に進めることで、中小企業に寄り添った支援を継続していきます。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課 企業支援担当 電話：06-6264-9834

番号	11.（８）①
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
（回答） 審議会等の委員の選任については、当該審議会等を所管する局等において、審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」といいます。）に基づき行っています。 指針の「第５ 委員の選任」では、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう十分留意するものとしており、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	11. (8)②
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ② 1 つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、11. (8). ①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。 各審議会等の委員の選任は、当該審議会等を所管する局等において指針に基づき行っておりますが、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	11. (8)③	
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ③労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。	
(回答)		
「労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること」とのご要望については、「審議会等の委員等が労働組合の組合員から選任されている場合の事例を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記のとおりとなります。		
労働組合の組合員から委員等を選任している事例（令和7年11月1日現在）		
審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	労働組合等名称
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎地域合同労働組合
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部 西成分会
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎日雇労働組合
市民局	大阪市消費者保護審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
市民局	大阪市男女共同参画審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
福祉局	大阪市福祉有償運送運営協議会	日本労働組合総連合会交通労連関西地方総支部
環境局	大阪市環境審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	大阪港湾労働組合協議会
教育委員会事務局	大阪市社会教育委員会議	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443	

番号	11. (8)④
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ④審議委員の選出は総合的に判断していると過去に回答されていますが、大阪労連から選出されるために必要と考えられる要件をすべて教えてください。
(回答) 「大阪労連から選出されるために必要と考えられる要件をすべて教えてください。」とのご要望については、「大阪労連に属する労働組合員の方が本市の各審議会等の委員等に選出されるために必要な条件等をすべて明らかにすること」と理解してお答えします。 審議会等の委員の選任については、11. (8). ①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。 各審議会等の委員の選任は、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、各審議会等における審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう各審議会等を所管する局等において個別具体的な条件を設定し、指針に基づき行っていることから「大阪労連に属する労働組合員の方が本市の各審議会等の委員等に選出されるために必要な条件等」を一概にお示しすることはできません。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	11. (9)				
項目	この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。大阪市は 2026 年度の物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？ また大阪市には 3000 億円超える財政調整基金があります。物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。				
(回答) 本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図ることを目的に、2026 年 6 月 29 日から 2027 年 1 月 15 日まで大阪市内の対象店舗で市民に利用いただけるプレミアム付商品券を発行する「大阪市プレミアム付商品券 2026 事業」を実施しております。 また、中小零細企業への支援施策につきましては、大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、府市の経営相談窓口を集約し、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、セミナーなどを開催し、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。 令和 8 年度には、中東情勢・原油価格高騰に係る特別相談窓口を新たに設置し、資金繰りや各種融資制度を含めた経営全般について、専門家が無料で相談対応を実施しております。 今後についても、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。					
担当	経済戦略局	産業振興部	産業振興課	産業振興担当	電話：06-6615-3761
	経済戦略局	産業振興部	企業支援課	企業支援担当	電話：06-6264-9834